

第 1 5 1 9 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
甲府市丸の内一丁目18番1号
発行人 甲府市
毎月5日発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例……………5

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例……………7

甲府市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例 ……8

甲府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例……………9

甲府市行政手續条例の一部を改正する条例……………23

甲府市市民会館条例を廃止する条例……………25

甲府市市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例……………26

甲府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………27

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例……………29

甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………34

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例……………35

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………36

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………38

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例……………47

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………50

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例……………58

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部を改正する条例……………60

甲府市市税条例の一部を改正する条例……………62

[規 則]

甲府市公印規則の一部を改正する規則……………66

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則……………67

甲府市公印規則の一部を改正する規則……………72

甲府市行政手續条例施行規則の一部を改正する規則……………73

甲府市聴聞規則の一部を改正する規則……………74

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………75

甲府市職員被服貸与規則の一部を改正する規則	79
甲府市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則	82
甲府市職員旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則	86
甲府市財務規則の一部を改正する規則	92
甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則	97
甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則	100
甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	103
甲府市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	105
甲府市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	109
甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則	112
甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	120
甲府市市民会館条例施行規則を廃止する規則	121
甲府市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	122
[規 程]	
甲府市事案決定規程及び甲府市職員提案制度規程の一部を改正する規程	124
甲府市会計管理者事務専決及び代決規程の一部を改正する規程	131
[告 示]	
入札告示（2件）	132
差押調書（謄本）公示送達	138
開発行為に関する工事の完了公告	139
甲府市職員採用試験実施公告（2件）	140

甲府市任期付職員採用試験実施公告	142
甲府市職員採用試験実施公告（4件）	143
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	147
国民健康保険料過誤納金還付通知書公示送達	148
国民健康保険料督促状公示送達	149
軽自動車税過誤納金還付通知書公示送達	150
入札告示	151
開発行為に関する工事の完了公告	154
生活保護法の規定に基づく指定医療機関指定公示	155
生活保護法の規定に基づく指定施術機関指定公示	156
開発行為に関する工事の完了公告	157
指定居宅介護支援事業者の廃止公示（2件）	158
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定公示	160
犬、猫等の収容告示	161
令和7年度補正予算の公表	162
指定居宅介護支援事業者の廃止公示	163
都市計画図書縦覧告示（2件）	164
道路の供用開始告示	166
地域農業経営基盤強化促進計画の縦覧告示	167
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	168
指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	169
犬又は猫の引取り告示	170
後期高齢者医療保険料額決定通知書及び変更決定通知書公示送達	171

開発行為に関する工事の完了公告	172	甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	217
犬、猫等の収容告示	173	甲府市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則	218
公の施設に係る指定管理者の指定告示	174	甲府市学校運営協議会規則の一部を改正する規則	221
犬又は猫の引取り告示	175	甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程	222
令和8年度固定資産課税台帳の縦覧公示	176	[選挙管理委員会]	
令和8年度予算の公表	177	選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	223
令和7年度補正予算の公表	178	選挙管理委員会委員の退職の承認及び選挙管理委員に補欠した者の告示	224
公職選挙法施行令第119条第2項の規定による個人演説会の施設における設備の程度を定める告示	179	[公平委員会]	
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	180	甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	225
犬、猫等の収容告示	183	不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	226
固定資産税・都市計画税督促状公示送達	184	[農業委員会]	
公印廃止及び改刻告示	185	甲府市農業委員会3月定例総会招集公告	227
開発行為に関する工事の完了公告	187	[上下水道局]	
介護保険料督促状公示送達	188	甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程及び甲府市上下水道局事案決定規程の一部を改正する規程	228
生活保護費に係る滞納債権に対する督促状公示送達	189	甲府市上下水道企業職員給与規程及び企業職員の通勤手当支給に関する規程の一部を改正する規程	230
地域農業経営基盤強化促進計画の変更公告	190	甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部を改正する規程	236
道路区域の変更告示	191	[甲府市災害対策本部]	
道路の供用開始告示	192	甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程	238
介護保険被保険者証無効告示	193	[甲府市地震災害警戒本部]	
指定障害児通所支援事業者の指定公示(4件)	194	甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程	244
指定障害福祉サービス事業者の指定公示(4件)	198	[任免辞令]	
指定障害福祉サービス事業者の廃止公示	202	市長事務部局	250
都市計画図書縦覧告示	203		
特定子ども・子育て支援施設等の確認公示	204		
[教育委員会]			
甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	205		
甲府市学校職員通勤手当支給規則	206		

教育委員会	251
上下水道局	251

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第1号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とする。

第12条中「及び前条」を「並びに第11条第1項、第2項前段及び第3項」に改め、「教育委員会規則」との次に「、前条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「したとき若しくは同条第2項の規定により使用料の額を定めたときは、」とあるのは「したときは遅滞なくその旨を、市長は、同条第2項の規定により使用料の額を定めたときは」とを加え、同条を第13条とする。

第11条中「又は」を「若しくは」に改め、「あつたとき」の次に「又は前条第1項の規定により管理の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととしたとき若しくは同条第2項の規定により使用料の額を定めたとき」を加え、同条を第12条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（市長による管理）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設に係る他の条例（次項において「施設条例」という。）

の規定にかかわらず、当該施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。この場合において、現に指定管理者から受けている使用又は利用の許可その他の行為は、市長から受けた使用の許可その他の行為とみなす。

- (1) 第3条の規定による申請がなかったとき。
 - (2) 第4条第1項各号に掲げる選定基準に適合するものがなかったとき。
 - (3) 第7条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - (4) 指定管理者が、天災その他の事由により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるとき。
- 2 前項の場合において、施設条例に利用料金を指定管理者の収入として收受させる旨の規定があるときは、市長は、当該利用料金に代えて使用料を徴収するものとする。この場合において、使用料の額は、当該施設条例で定める利用料金に相当する額（当該施設条例において利用料金の上限額を定めている場合は、当該上限額を超えない範囲で市長が定める額）とする。
- 3 市長は、前項の使用料について、特別な理由があると認めるときは、減免し、又は全部若しくは一部を還付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 号

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

甲府市保健所関係手数料条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 6 号中「第 1 4 条第 1 5 項」を「第 1 4 条第 1 3 項」に改め、同表第 8 7 号から第 8 9 号までを次のように改める。

(87) から (89) まで 削除	
--------------------	--

附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。ただし、別表第 8 7 号から第 8 9 号までの改正規定は、公布の日から施行する。

甲府市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 3 号

甲府市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例

甲府市森林等の火入れに関する条例（昭和 6 0 年 3 月 条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「、異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報若しくは林野火災に関する注意報」に改め、同条第 2 項中「とき、」を「場合」に、「、異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報若しくは林野火災に関する注意報」に、「ときには」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第4号

甲府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条～第33条）

第3章 雑則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定乳児等通園支援 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。
- (2) 特定乳児等通園支援事業 特定乳児等通園支援を行う事業をいう。
- (3) 特定乳児等通園支援事業者 法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。

- (4) 支給対象小学校就学前子ども 法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。
- (5) 特定教育・保育施設等 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (6) 特定乳児等通園支援事業所 特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。
- (7) 乳児等支援給付認定子ども 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。
- (8) 乳児等支援給付認定保護者 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。

(一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者及びその職員は、甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴

力団員等であってはならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、

あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把

握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、そ

の業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利

益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
 - (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
 - (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
 - (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行

わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

甲府市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 5 号

甲府市行政手続条例の一部を改正する条例

甲府市行政手続条例（平成 9 年 3 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 2 9 条中「第 1 5 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「同項第

3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

甲府市市民会館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 6 号

甲府市市民会館条例を廃止する条例

甲府市市民会館条例（昭和 3 7 年 7 月条例第 2 7 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和 4 3 年 3 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号から第 2 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

甲府市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 7 号

甲府市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

甲府市立保育所設置及び管理条例（昭和 6 2 年 3 月条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表甲府市上九一色保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第8号

甲府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を

行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

第 2 6 条後段を削る。

第 2 7 条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 9 号

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例

甲府市介護保険条例（平成 1 2 年 3 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 5 項を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 1 9 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第 2 9 4 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から第 2 2 項までにおいて同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 5 5 万 1, 0 0 0 円以上 6 5 万 1, 0 0 0 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 6 条第 1 項（第 5 号ア、第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 9 号の 2 ア、第 1 0 号ア、第 1 1 号ア及び第 1 2 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 5 号ア中「（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）」とあるの

は、「（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）」とする。

20 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第5号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第9号の2ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第5号ア中「（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）」とあるのは、「（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）」とする。

21 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項

(第5号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第9号の2ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第5号ア中「(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。)」とあるのは、「(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

22 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有す

るもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）第20条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、甲府市市税条例第20条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、甲府市市税条例第20条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

23 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 0 号

甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年 1 2 月条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 3 1 号を第 3 2 号とし、第 8 号から第 3 0 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) リウマチ科

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 1 号

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

甲府市地方卸売市場業務条例（平成 2 2 年 1 2 月条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 0 条の次に次の 1 条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第 5 0 条の 2 指定管理者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 5 9 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 4 2 条第 1 項に規定する指定飲食料品等
- (2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第 3 6 条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第12号

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「433円を、第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた甲府市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年

金等を除く。) 及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 3 号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和 3 4 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 1 0 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 1 0 条の 3 第 1 号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定による納

付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第13条の2第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「及び第3号」の次に「並びに第6項」を、「（以下この項）の次に「及び第6項」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第4項及び第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の3項を加える。

6 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分

して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険

者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

7 前項各号のアからウまでに規定する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

8 第14条の14第3項の規定は、第6項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第13条の3中「及び前条第1項」を「、第14条の5の4、第14条の8及び第14条の13並びに前条第1項（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第6項」に改める。

第13条の4第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第13条の2第1項各号」とあるのは「第13条の2第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の14」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の14第3項」と読み替えるものとする。

第13条の4に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について

準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条の2第1項各号」とあるのは「第13条の2第6項各号」と、「第14条」とあるのは「第14条の14」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の14第3項」と読み替えるものとする。

第13条の5第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「、第5項」を「、第6項」に、「66万円」を「67万円」に、「、第6項」を「、「第13条の2第1項各号」とあるのは「第13条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に、「第6項」を「「第13条の2第1項各号」とあるのは「第13条の2第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の12」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第14条第2項」とあるのは「第14条の14第2項」と読み替えるものとする。

第13条の5に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の12」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第13条の2第1項各号」

とあるのは「第13条の2第6項各号」と、第7項中「第14条」とあるのは「第14条の14」と読み替えるものとする。

第13条の5の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第13条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第13条の2第6項、第13条の4第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第14条の14第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条の14第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第14条の5中「66万円」を「67万円」に改める。

第14条の5の2第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第14条の5の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第14条の6第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第14条の10の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第13条の2、第13条の4、第13条の5及び第13条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額すること

になる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第13条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第14条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の規定によって計算した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第14条の13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定

する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第14条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第14条の11第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
 - (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
 - (3) 18歳以上被保険者均等割 第14条の11第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
 - (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
 - イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第14条の15 第14条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第16条の2第1項中「第14条の5の3」の次に「若しくは第14条の12」を加え、「、第13条の4第1項(同条第3項)」を「若しくは同条第6項各号に定める額、第13条の4第1項(同条第3項又は第4項)」に、「第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第13条の4第4項第1号(同条第6項)」を「額、同条第5項(同条第7項又は第8項)」に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項)」を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項まで)」に、「の算定」を「若しくは第13条の6第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第14条の5の3の額若しくは第14条の7」を「、第14条の5の3、第14条の7若しくは第14条の12」に、「、第13条の4第1項に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第13条の4第4項第1号」を「若しくは同条第6項各号に定める額、第13条の4第1項に定める額、同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第13条の6第1項に定める額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第10条の2、第13条の2から第13条の6まで、第14条の5、第14条の11から第14条の15まで及び第16条の2の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第14号

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例

甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「のうち4輪の自動車を使用する職員」を削り、「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に」を「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからケまでを削り、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、「、第2号に定める額」を削り、同号を同項第3号とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第3号」を「前項第1号」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(通勤手当に関する経過措置)

2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の甲府市職員給与条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第25条第1項第2号又は第3号に該当する職員（通勤のため4輪の自動車を使用することを常例とする職員に限る。）のうち、同条第2項第2号若しくは第3号又は同条第3項第2号の規定に基づき支給される通勤手当の額（以下この項において「新支給額」という。）が、この条例による改正前の甲府市職員給与条例第25条第2項第2号又は第4号の規定を適用した場合に支給されることとなる通勤手当の額（以下この項において「旧支給額」という。）に達しないものの通勤手当の額は、改正後の条例第25条第2項及び第3項の規定にかかわらず、改正後の条例第25条第2項及び第3項に定める額に、旧支給額と新支給額との差額の2分の1に相当する額を加算した額とする。

3 前項の規定が適用される職員に対する改正後の条例第25条第4項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは「定める額並びに甲府市職員給与条例の一部を改正する条例（令和8年3月条例第14号）附則第2項に規定する2分の1に相当する額」と、「前2項」とあるのは「前2項及び同条例附則第2項」とする。

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

4 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「、給与条例第25条第2項第3号中「育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「任期付短時間勤務職員」と」を削る。

(甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第37条第2項中「第6項」を「第8項」に改める。

(規則への委任)

- 6 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例及び甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 5 号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例及び甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

(甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部改正)

第 1 条 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例（平成 2 6 年 9 月条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する
小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）をいう。

第 2 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規
定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条第 1 1 号の次に次の 3 号を加える。

(11)の 2 教育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する教育認定子どもをい
う。

(11)の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する満 3 歳以上
保育認定子どもをいう。

(11)の 4 保育認定子ども 法第 2 9 条第 2 項に規定する保育認定子どもをい
う。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア(㍿)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(㍿)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(㍿)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(㍿)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定こども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定こども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(㍿)中「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(㍿)中「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」を「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」に、「同号イ(㍿)中「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(㍿)中「満3歳以上保育認定子ども」に、「教

育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）を「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」に改める。

第37条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(㊦)中「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(㊦)中「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」を「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」に、「同号イ(㊦)中「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(㊦)中「満3歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」を「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」に改める。

第38条第1項中「同条」を「同条例第27条」に改める。

第38条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第38条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第40条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加え、「この章」の次に「（第44条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第41条及び第42条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第43条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」を加え、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る

連携協力を求めることを要しない。

第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第47条第7号中「第40条第2項」を「第40条第2項及び第3項」に改める。

第48条第1項及び第2項並びに第50条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第51条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「読み替える」を「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第52条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第53条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」を「いう。次条第3項及び第53条第3項」に、「第41条第2項」を「第38条第3項、第40条第3項及び第41条第2項」に、「含む。次条第3項」を「含む。第53条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第44条第1項を除く。）」を加え、「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合に

あつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)において同じ。)」に、「教育・保育給付認定保護者」とを「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とに、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第52条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第38条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第38条第2項、第40条第2項及び第41条第2項を除き、第51条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第34条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第40条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方

針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第53条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」とを「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とに、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

（甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次に掲げる事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者

(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)」を加え、同条第7項中「のものに限る。)」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第48条中「、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と」を削る。

附則第3条中「特例保育所型事業所内保育事業者」を「満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者」に改める。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第16号

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例

甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「のうち四輪の自動車を使用する職員」を削り、「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に」を「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて教育委員会が」に改め、同号アからケまでを削り、同項第3号を削り、同項第4号中「第1号に定める額及び第2号又は前号に定める額の合計額」を「前2号に定める額」に改め、「第2号若しくは」を削り、同号を同項第3号とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として教育委員会が定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第3号」を「前項第1号」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が教育委員会の定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（教育委員会が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範

圏内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として教育委員会が定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(通勤手当に関する経過措置)

2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の甲府市学校職員給与条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第19条第1項第2号又は第3号に該当する職員（通勤のため4輪の自動車を使用することを常例とする職員に限る。）のうち、同条第2項第2号若しくは第3号又は同条第3項第2号の規定に基づき支給される通勤手当の額（以下この項において「新支給額」という。）が、この条例による改正前の甲府市学校職員給与条例第19条第2項第2号又は第4号の規定を適用した場合に支給されることとなる通勤手当の額（以下この項において「旧支給額」という。）に達しないものの通勤手当の額は、改正後の条例第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、改正後の条例第19条第2項及び第3項に定める額に、旧支給額と新支給額との差額の2分の1に相当する額を加算した額とする。

3 前項の規定が適用される職員に対する改正後の条例第19条第4項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは「定める額並びに甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和8年3月条例第16号）附則第2項に規定する2分の1に相当する額」と、「前2項」とあるのは「前2項及び同条例附則第2項」とする。

(教育委員会への委任)

4 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 7 号

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部を改正する条例（甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「3 5 人」を「3 0 人」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 3 項の表備考第 1 号中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第 5 項第 2 号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

第 1 5 条第 1 項の表第 6 条第 1 項の項及び第 2 項中「第 1 4 条第 6 項」を「第 1 4 条第 7 項」に改める。

附則第 1 0 項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

（甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正）

第 2 条 甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「3 5 人」を「3 0 人」に改める。

附則第 3 項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に存する甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例第2条第2項に規定する認定こども園における1学級の子どもの数については、第2条の規定による改正後の甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例第4条第3項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第18号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第15条中「、第62条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第62条の7第1項の申告書、」を削る。

第26条の2第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第62条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第62条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第62条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第62条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第62条の4から第62条の9までを削る。

第63条（見出しを含む。）、第64条（見出しを含む。）、第65条（見出しを含む。）及び第65条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に

改める。

第66条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第66条の2の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第67条（見出しを含む。）、第67条の2（見出しを含む。）及び第67条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第68条第2項中「第62条第3項ただし書」を「第62条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第5条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第15項を第12項とし、第16項を第13項とする。

附則第5条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第11条の2から附則第11条の6までを削る。

附則第12条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第12条の2見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第15条中「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第33項、第37項若しくは第44項」を「第8項、第12項、第14項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項、第32項、第36項若しくは第43項」に改める。

附則第19条の3前の見出し及び同条を削る。

附則第19条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第19条の3の2第1項」を「附則第19条の3第1項」に改め、同条を附則第19条の3とする。

附則第20条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第19条の3の2第1項」を削る。

附則第21条第3項第2号、附則第22条第3項第2号、附則第23条第5項第2号及び附則第25条第3項第2号中「、附則第19条の3第1項及び附則第19条の3の2第1項」を「及び附則第19条の3第1項」に改める。

附則第26条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第26条の3第2項第2号及び附則第26条の4第2項第2号中「、附則第

19条の3第1項及び附則第19条の3の2第1項」を「及び附則第19条の3第1項」に改める。

附則第26条の5第2項第2号、同条第5項第2号、附則第26条の6第2項第2号及び同条第5項第2号中「、第19条の3第1項及び第19条の3の2第1項」を「及び第19条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

4 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

5 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

7 甲府市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年6月条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

規則

甲府市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 5 号

甲府市公印規則の一部を改正する規則

甲府市公印規則（昭和 4 4 年 8 月規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 専用公印の表市長印の項中「印鑑登録票」を「交通災害共済会員証」に、「住民基本台帳カード」を「個人番号カード（マイナンバーカード）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 6 号

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(甲府市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 甲府市事務分掌規則（平成 8 年 3 月規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表総務部、人事管理室、人材マネジメント課の項中「研修係」を「人材育成係」に改め、同表企画部、企画総室、総合計画課の項を削り、同表企画部、企画総室、政策課の項中「政策係」の次に「計画推進係」を加え、同表企画部、財政経営室、財産活用課の項を削り、同表まちづくり部、まち開発室の項及びまち整備室の項を次のように改める。

まち開発室	都市計画課	計画係、指導係
	拠点開発推進課	拠点開発推進係
	公園緑地課	公園係、動物園整備係
	建築指導課	審査係、指導係
まち整備室	都市基盤整備課	工事係、区画整理係
	道路河川課	管理占用係、道路係、河川係
	用地課	用地係、地籍調査係
	建築営繕課	建築係、営繕係、設備係

第 1 4 条の 3 第 2 項第 3 号中「所得（課税）証明書、」及び「非課税証明書」を削る。

別表第1総務部、総務総室、総務課の項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 内部統制に関すること。

別表第1総務部、総務総室、DX推進課の項第6号を削り、同表総務部、人事管理室、人材マネジメント課の項第1号中「研修」を「育成に係る計画の策定及び推進」に改め、同項中第13号を第14号とし、第2号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員研修その他の人材育成に係る企画及び実施に関すること。

別表第1総務部、契約管財室、管財課の項に次の2号を加える。

(17) 公共施設等マネジメントの推進に関すること。

(18) 公共用地の取得の調整に関すること。

別表第1企画部、企画総室、総合計画課の項を削り、同表企画部、企画総室、政策課の項に次の2号を加える。

(7) 行政評価に関すること。

(8) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく市町村計画に関すること。

別表第1企画部、財政経営室、財政課の項第11号を削り、同表企画部、財政経営室、財産活用課の項を削り、同表市民部、市民総室、市民課の項第7号中「所得（課税）証明書、」及び「、非課税証明書」を削り、「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」を「市県民税納税証明書」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同項第12号中「及び相続税法（昭和25年法律第73号）第58条第1項」を削り、同号を同項第11号とし、同項中第13号を第12号とし、第14号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同項第19号中「福祉年金」を「老齢福祉年金」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、同項に次の1号を加える。

(11) おくやみ窓口の運用に関すること。

別表第1まちづくり部、まちづくり総室、空き家対策課の項に次の1号を加える。

(4) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第

49号) に関すること (各所管に係る事項を除く。)

別表第1まちづくり部、まち開発室、都市計画課の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第27号までを1号ずつ繰り上げ、同表まちづくり部、まち開発室、区画整理課の項を次のように改める。

拠点開発推進課	(1) 都市再生整備計画に関すること。 (2) 緑が丘スポーツ公園整備事業に関すること。
---------	---

別表第1まちづくり部、まち開発室、建築指導課の項第13号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同表まちづくり部、まち整備室、都市整備課の項を次のように改める。

都市基盤整備課	(1) 都市計画事業に係る道路及び公園の設計、工事の施工に関すること。 (2) 市道（地域整備事業を含む。）の新設、拡幅及び改良の事業に係る設計、工事の施工に関すること。 (3) 甲府駅周辺土地区画整理事業に関すること。 (4) 甲府駅周辺土地区画整理審議会に関すること。 (5) 甲府駅周辺拠点形成事業に関すること。
---------	---

別表第1まちづくり部、まち整備室、道路河川課の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号及び第14号を削り、第15号を第11号とし、第16号を第12号とし、同表まちづくり部、まち整備室、地籍調査課の項を次のように改める。

用地課	(1) 都市計画事業に係る道路及び公園の用地の取得並びにこれらに伴う物件等の補償に関すること。 (2) 市道（地域整備事業を含む。）の新設、拡幅及び改良の事業に係る用地の取得並びにこれらに伴う物件等の補償に関すること。 (3) 土地開発公社に関すること。 (4) 教育財産（土地に限る。）の取得に関すること。 (5) 市道及び法定外公共物の境界確定に関すること。
-----	---

	<p>測量、取得及び登記に関すること。</p> <p>(7) 法定外公共物に係る国有財産の譲与に関すること。</p> <p>(8) 法定外公共物の用途廃止、寄附受納及び交換に関すること。</p> <p>(9) 地籍調査事業に関すること。</p> <p>(10) 地籍調査推進委員会に関すること。</p> <p>(11) 地籍図及び地籍簿の保管、閲覧及び修正に関すること。</p>
--	---

別表第2中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第4支所、中道支所の項中第24号を削り、第25号を第24号とし、第26号から第63号までを1号ずつ繰り上げ、同表出張所、上九一色出張所の項中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第62号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第6診療部の項中

「

糖尿病内科

」を「

糖尿病内科 リウマチ科

」に改める。

(甲府市職員被服貸与規則の一部改正)

第2条 甲府市職員被服貸与規則(昭和49年7月規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1事務職員(市立甲府病院に勤務する職員を除く。)の表3の項中「地籍調査課」を「用地課地籍調査係」に改める。

別表第1の2技術職員(市立甲府病院に勤務する職員を除く。)の表3の項中「森林保全係及び水源保全係」を「林政課」に改める。

(甲府市財務規則の一部改正)

第3条 甲府市財務規則(昭和62年1月規則第1号)の一部を次のように改正する。

第92条第2項の表中「道路河川課用地係」を「道路河川課管理占用係」に改

める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられていた課配属職員（課長を除く。）は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられたものとする。

企画部	企画総室	総合計画課	企画部	財政経営室	政策課
	財政経営室	財産活用課	総務部	契約管財室	管財課
まちづくり部	まち開発室	区画整理課	まちづくり部	まち整備室	都市基盤整備課
	まち整備室	都市整備課			用地課
		地籍調査課			

甲府市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 7 号


甲府市公印規則の一部を改正する規則

甲府市公印規則（昭和 4 4 年 8 月規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 専用公印の表甲府市会計管理者代理署名人収納推進課長印の項を次のように改める。

削除	4 4						
----	-----	--	--	--	--	--	--

別表第 2 中

「
4 4
」
を
「
4 4
削除
」
に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 8 号

甲府市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市行政手続条例施行規則（平成 9 年 3 月規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（公示の方法）

第 3 条 条例第 1 5 条第 4 項（条例第 2 2 条第 3 項及び第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第 1 5 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

甲府市聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 9 号

甲府市聴聞規則の一部を改正する規則

甲府市聴聞規則（平成 9 年 3 月規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 1 5 条第 3 項後段又は条例第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段又は条例第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 0 号

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年 3 月規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 3 項中「及び第 1 3 号並びに別表第 4 の第 2 号及び第 3 号」を「、第 1 3 号、第 1 6 号及び第 1 7 号」に改める。

別表第 3 に次のように加える。

<p>(15) 生後 1 年に達しない子（条例第 1 2 条第 1 項に規定する子をいう。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1 日 2 回それぞれ 3 0 分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは</p>
--	---

	<p>同条第 1 号に規定する養育里親である者（同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
<p>(16) 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものに限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要な予防接種若しくは健康診断を受けさせることに伴うその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定による出席停止若しくは同法第 20 条の規定による学校の休業その他これらに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園</p>	<p>一の年度において 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>

<p>典への参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
<p>(17) 要介護者（条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護又は世話（要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話をいう。）を行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(18) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>

別表第4の第1号から第3号までを削り、同表の第4号を同表の第1号とし、同表の第5号を同表の第2号とし、同表の第6号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月条例第33号）第2条の2に規定する通勤をいう。）による負傷若

しくは疾病」に改め、同号を同表の第3号とし、同表の第7号を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

甲府市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 1 号

甲府市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

甲府市職員被服貸与規則（昭和 4 9 年 7 月規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 技術職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表中 1 0 の項を 1 1 の項とし、5 の項から 9 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、4 の項の次に次のように加える。

5	動物専門員	夏作業服（上下）	1 夏	2	
		冬作業服（上下） 又は事務服	1 冬	2	
		ゴム長靴又は安全靴	2 年	1	
		雨衣（上下）	3 年	1	
		フード付きジャケット 又は防寒服（上）	4 年	1	
		帽子	3 年	1	
		防寒長靴	2 冬	1	

別表第 1 の 3 技能労務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表 1 の項
中
「

			ごみ収集課収集衛生係に勤務
冬作業服（上下）	1 冬	2	
ゴム長靴	4 年	1	
雨衣（上下）	4 年	1	
フード付きジャケット又は防寒服（上）	4 年	1	
帽子	3 年	1	
安全靴	2 年	1	

を

「

夏作業服（上下）又はつなぎ服	1 夏	2	ごみ収集課収集衛生係に勤務する職員に限る。 貸与数は、夏作業服を選択する場合は2、つなぎ服を選択する場合は1とする。
冬作業服（上下）	1 冬	2	
ゴム長靴	4 年	1	
雨衣（上下）	4 年	1	
フード付きジャケット又は防寒服（上）	4 年	1	
帽子	3 年	1	
安全靴	2 年	1	

に

改め、同表中5の項を削り、6の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6	事務補助業務に従事する技能労務	一般事務職員の例による。			地域防災係、庁舎車両係以外の事務補助業務に従事する技能
---	-----------------	--------------	--	--	-----------------------------

		夏作業服（上下）	3 夏	1	地域防災係、庁舎車 両係に勤務する職員 に限る。
		冬作業服（上下）	3 冬	1	
		ゴム長靴又は安全 靴	4 年	1	

別表第 1 の 3 技能労務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表 7 の項を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第13号

甲府市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員通勤手当支給規則（昭和33年10月規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「通勤届（別記様式）」を「市長が別に定める様式」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第25条第3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第4条中「通勤用定期乗車券」の次に「（これに準ずるものを含む。）」を、「提示」の次に「又は第7条の5に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第4条の2中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3」に改める。

第7条第1項中「第7条の3第2号」を「第7条の4第2号」に改め、同項第1号中「第25条第6項」を「第25条第7項」に改める。

第7条の3中「第25条第2項第4号」を「第25条第2項第3号」に、「同条第2項第4号」を「同条第2項第3号」に改め、同条第1号中「又は第3号」を削り、同条第2号中「又は第3号」を削り、「額以上」を「額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）以上」

に、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「又は第3号」を削り、「額未滿」を「額（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）未滿」に改め、「同項第2号又は第3号」を「同条第2項第2号」に改め、同条を第7条の4とし、同条の次に次の3条を加える。

（駐車場等の要件）

第7条の5 条例第25条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務場所の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして任命権者が認める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が4輪の自動車を駐車するために使用する施設であること。
- (3) 駐車場等を利用することとなる場所の周辺において、他に無料で、かつ、利用可能なものがないこと。
- (4) 月又は年を単位として、駐車料金が定められている施設であること。
- (5) その利用について職員の配偶者若しくは条例第19条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長の定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、4輪の自動車の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第7条の6 条例第25条第3項の規則で定める職員は、第7条の4第2号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第7条の7 条例第25条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合においては、5,000円）とする。

- (1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が
2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額
（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アから
ウまでに定める額を合計した額

第7条の2中「及び第3号」を削り、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の
1条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第7条の2 条例第25条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自
動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円
- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円
- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円
- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円

- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 66,400円

第8条の2第4項中「第25条第4項」を「第25条第5項」に、「第7条の3第3号」を「第7条の4第3号」に改め、「又は第3号」を削り、「第7条の3第2号」を「第7条の4第2号」に改める。

第9条の2第1項中「第25条第5項」を「第25条第6項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項及び第3項中「第25条第5項」を「第25条第6項」に改める。

第9条の3第1項中「第25条第6項」を「第25条第7項」に改める。

別記様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（甲府市職員給与条例の一部を改正する条例（令和8年3月条例第14号）による改正後の甲府市職員給与条例第25条第3項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用して、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の甲府市職員通勤手当支給規則第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

甲府市職員旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第14号

甲府市職員旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員旅費支給条例施行規則（昭和30年3月規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「ときは、」の次に「次条に規定する旅費請求の手続を要する出張にあつては」を加え、「又は県内出張命令書兼出張復命書」を「に、旅費請求の手続を要しない出張にあつては出張命令書兼出張復命書」に改める。

第3条第1項中「（第1号様式）」を削り、同条第2項を削る。

第3条の2を次のように改める。

（鉄道賃に係る鉄道）

第3条の2 条例第6条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道に類するもの

第3条の3中「第9条の2」を「第8条」に改め、同条を第3条の5とし、同条の次に次の1条を加える。

（宿泊に係る特別な事情）

第3条の6 条例第10条の規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、任命権者又はその委任を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 会議等の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊すること

が困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

第3条の2の次に次の2条を加える。

(船賃に係る船舶)

第3条の3 条例第7条第1項の規則で定めるものは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第3条の4 条例第8条第1項の規則で定めるものは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

第5条の見出しを「（宿泊費の減額）」に改め、同条中「第12条に規定する宿泊料」を「第10条に規定する宿泊費」に、「宿泊料の」を「宿泊費の」に改める。

第7条中「（第2号様式）又は県内出張命令書兼出張復命書（第3号様式）」を「又は出張命令書兼出張復命書」に改め、「又は研修」を削る。

第8条を次のように改める。

(旅費請求手続等の特例)

第8条 この規則の規定による出張命令その他の手続について、この規則に規定する様式によることが合理的でないと任命権者又はその委任を受けた者が認める場合は、当該様式によらないことができる。

別表を削る。

第1号様式（その1）及び第2号様式（その1）を次のように改める。

第1号様式（その1）（第2条、第3条関係）

出張命令書兼旅費概算払請求書（甲）

年度	会計	款	項	目	節	細節	伝票番号			
		金額		百	十	万	千	百	十	円
職員出張命令内容										
用務										
用務地			出張 期間	出発 帰庁	年	月	日	泊	日	
上記の金額を次の内訳のとおり請求します。 年 月 日 (あて先) 甲府市長					上記の金額を次の内訳のとおり領収しました。 年 月 日 (あて先) 甲府市会計管理者					
内 訳										
鉄道賃		船賃	航空賃	その他 ()	宿泊費	宿泊手当	包括宿泊費	1人あたり合計		
運賃	急行料金等								円	円
番号	所属	職名	氏名	請求金額	請求印	受領印	摘要			
出張命令					年 月 日					
(合議)			(主幹部) 部							
決定欄			決定欄							
支出命令 年 月 日			支払命令 会計室				指定金融機関 支払印			
部 決定者										
決定欄			決定欄							

第2号様式(その1) (第3条、第7条関係)

出張復命書兼概算払精算書(甲)
(表)

精算

年度	会計	款	項	目	節	細節	伝票番号			
		金額		百	十	万	千	百	十	円
職員出張命令内容										
用務										
用務の結果										
用務地			出張期間	出発 帰庁	年	月	日	泊	日	
上記のとおり出張しましたので復命します。 年 月 日 (あて先) 甲府市長					上記の金額を次のとおり精算します。 年 月 日 (あて先) 甲府市会計管理者					
内 訳										
鉄道賃		船賃	航空賃	その他 ()	宿泊費	宿泊手当	包括宿泊費	1人あたり合計		
運賃	急行料金等								円	円
番号	所属	職名	氏名	概算払受領	支払額	精算額	精算印	受領印		
出張復命					年 月 日					
(合議)			(主幹部) 部							
決定欄			決定欄							
精算命令 年 月 日			会 計 室				指定金融機関 支払印			
部 決定者			決定欄							
決定欄			決定欄							

旅 行 明 細 書

(裏)

用務地									
出張期間	年	月	日	から	年	月	日	まで	(泊 日)

交通費

移動日	旅程	鉄道賃		船賃	航空賃	その他 ()		事由
		運賃	急行料金等					
	～	円	円	円	円	円	円	
	～	円	円	円	円	円	円	
	～	円	円	円	円	円	円	
	～	円	円	円	円	円	円	
	～	円	円	円	円	円	円	
	～	円	円	円	円	円	円	
合計	/	円	円	円	円	円	円	1人分 合計 円

宿泊費等

宿泊日	宿泊地 (都道府県)	宿泊費上限	宿泊費		宿泊手当	事由
			朝食含む	夕食含む		
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
合計	/	円	円	円	円	1人分 合計 円

交通費+宿泊費等
1人分 合計 円

人分 合計	円	—	概算受領額	円	=	精算額	円
----------	---	---	-------	---	---	-----	---

領収書貼付欄

第2号様式(その2)中「れい入・請求額」を「精算額」に改める。

第3号様式中「県内出張命令書兼出張復命書」を「出張命令書兼出張復命書」に改める。

(参考) 市内料程表を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第15号

甲府市財務規則の一部を改正する規則

甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第63条第1項中「を支払人とする小切手（第41号様式）により支払をする」を「において支払をさせる」に改め、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「同項の領収印」を「領収印を徴した領収書兼支払済通知書」に改める。

第66条から第68条までを次のように改める。

第66条 削除

（会計管理者による支払い）

第67条 会計管理者は、第63条から第65条までの支払については、即日会計ごとに取りまとめ、その合計金額を記載した払戻請求書及び支払通知書（第46号様式）を指定金融機関に送付するものとする。ただし、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機と指定金融機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により情報を提供するときは、当該情報の提供をもって払戻請求書の送付に代えることができる。

第68条 削除

第71条第1項に次の1号を加える。

(26) 金融機関に支払う手数料

第92条第2項の表中「ごみ収集課長」の次に「、ふるさと納税課長」を、「ごみ収集課収集衛生係」の次に「、ふるさと納税課ふるさと納税係」を加える。

第128条中「、指定金融機関等取扱収納内訳表（第71号様式）」を削る。

第129条第2項を削り、同条第3項中「支払通知書兼小切手振出通知書」を

「支払通知書」に改め、同項を同条第2項とする。

第130条から第132条までを次のように改める。

第130条から第132条まで 削除

第134条第1項中「指定金融機関等取扱収納内訳表、小切手」を「支払通知書」に改める。

第136条中「、小切手支払内訳表（第75号様式）、指定金融機関等取扱収納内訳表」及び後段を削る。

別表の甲府市財務規則様式一覧表中小切手の項を削り、「支払通知書兼小切手振出通知書」を「支払通知書」に、「第66条」を「第67条」に改め、指定金融機関等取扱収納内訳表の項及び小切手支払内訳表の項を削る。

第20号様式中「印」を削る。

第41号様式を次のように改める。

第41号様式 削除

第46号様式を次のように改める。

第70号様式及び第71号様式を次のように改める。

第70号様式（第127条関係）

年 月 日

歳入済通知書

年 月 日の振込分として、以下のとおり領収しました。

甲府市指定金融機関 ㊞

会計年度	年度
------	----

会計科目ごとの合計金額

内訳

会計科目	金額	摘要

第 7 1 号様式 削除

第 7 5 号様式を次のように改める。

第 7 5 号様式 削除

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第16号

甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則
甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則（昭和50年12月規則第62号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表面）中「㊟」を削り、「公募」を「公簿」に改め、「印」を削る。

第3号様式中「印」を削り、「すこやか子育て医療費助成金支給条例」を「ひとり親家庭等医療費助成金支給条例」に、「資格証」を「受給者証」に改める。

第4号様式を次のように改める。

	上記のとおり相違ありません。	年 月 日
	所在地 保険医療機関等名称 氏名	㊟
※支給申請額（市役所記入欄）		（ ）

- (注) 1 申請は、1保険医療機関等ごと1月を単位に1枚の申請書で行ってください。
- 2 申請の際は、受給者証及び被保険者等であることを証する書類を一緒にお持ちください。
- 3 他制度により給付を受けられた場合は、申請時に支給決定通知書等を添付してください。
- 4 上記の給付が後日確認された場合や医療保険の未加入期間中の申請であることが確認された場合は、既助成額について返納していただきます。

第5号様式及び第6号様式中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口雄一

甲府市規則第17号

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則
甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例施行規則（昭和47年10月規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中

「

氏名	印
----	---

を」

氏名	
----	--

に、
」

「申請者氏名 印を」申請者氏名に改め、
」

「及び印鑑（朱肉を使用するもの）」を削る。

第3号様式中「印」を削る。

第4号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

申請者記入欄	甲府市すこやか子育て医療費助成金支給申請書 すこやか子育て医療費の助成を受けたく、申請します。 年 月 日 （あて先）甲府市長 子どもの氏名 生 年 月 日 申請者住所 氏 名 電 話	
	受 給 者 番 号	
	保 険 者 名	甲府市 国民健康保険組合 全国健康保険協会 健康保険組合 共済組合
	保 険 種 別	<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 国保組合 <input type="checkbox"/> 協会けんぽ <input type="checkbox"/> 健保組合 <input type="checkbox"/> 共済組合 <input type="checkbox"/> その他()
	被保険者等記号・番号	
	子どもの個人番号	<input type="checkbox"/> 子どもの健康保険加入状況を、甲府市が個人番号を用いて照会・確認することに同意します。 ※同意されない場合は、関係書類の提出が必要となります。
保険医療機関等記入欄	医療保険による診療報酬請求額証明書 甲府市が定める次の要件を満たした領収書を添付することにより証明の代わりになります。 ①受診者氏名 ②診療年月 ③医療保険対象総点数 ④負担率 ⑤発行者(保険医療機関等)名 ⑥発行年月日 ⑦入院時食事療養費等の負担額 ⑧入院時食事療養費等の費用額 (患者氏名)	
	年 月分診療費等	実診療日数 日間
	<input type="checkbox"/> 入院外 <input type="checkbox"/> 歯科外来 <input type="checkbox"/> 調剤 <input type="checkbox"/> 医科入院 <input type="checkbox"/> 歯科入院 <input type="checkbox"/> その他()	
	医療保険対象総点数	
	点・円	入院時食事療養標準負担額
	※医科・歯科・調剤は総点数を点で、鍼灸・整骨・接骨等療養費は総医療費を円で記入してください。	
	円 ×	日・食 円
窓 口 一 部 負 担 金 (保 険 適 用)	円	

	上記のとおり相違ありません。	年 月 日
		所在地 保険医療機関等名称 氏名
※支給申請額（市役所記入欄）		()

- 注) 1 申請は、1保険医療機関等ごと1月を単位に1枚の申請書で行ってください。
- 2 申請の際は、資格証及び被保険者等であることを証する書類を一緒にお持ちください。
- 3 他制度により給付を受けられた場合は、申請時に支給決定通知書等を添付してください。
- 4 上記の給付が後日確認された場合や医療保険の未加入期間中の申請であることが確認された場合は、既助成額について返納していただきます。

第5号様式中「㊞」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 8 号

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 1 8 年 9 月規則第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項中「令第 4 3 条の 5 第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第 4 7 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、同条第 2 項中「令第 4 3 条の 5 第 6 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第 4 7 条第 6 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改める。

第 2 0 条第 1 項中「令第 4 3 条の 5 第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第 4 7 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改め、同条第 2 項中「令第 4 3 条の 5 第 6 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第 4 7 条第 6 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第 1 6 号様式中「令第 4 3 条の 5 第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第 4 7 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 4 3 条の 5 第 1 項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 4 7 条第 1 項」に、「又は被保険者証番号」を「・被保険者証番号」に、「障害児」を「児童」に改める。

第16号様式の2中「令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第6項」に改める。

第17号様式中「令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第47条第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第1項」に改める。

第17号様式の2中「令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第47条第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第47条第6項」に改める。

第18号様式及び第18号様式の2中「この申請に伴い、自立支援医療費の支給決定」を「自立支援医療費の支給決定・再認定・変更等」に、「支給決定に係る」を「支給決定・再認定・変更等に係る」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 9 号

甲府市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成 3 1 年 3 月規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者指定申請書（第 1 号様式）」を「児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和 7 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 3 号。以下「告示」という。）別紙様式第 1 号による申請書（以下「指定等申請書」という。）」に改め、同条第 2 項中「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者指定更新申請書（第 2 号様式）」を「指定等申請書」に改め、同条第 3 項中「第 3 号様式」を「第 1 号様式」に改め、同条第 4 項中「指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者）・指定障害児相談支援事業者指定（更新）却下通知書（第 4 号様式）」を「指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所）・指定障害児相談支援事業所指定（更新）却下通知書（第 2 号様式）」に改める。

第 3 条第 1 項中「指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービス事業

者)、指定障害者支援施設指定変更申請書(第5号様式)」を「指定等申請書」に改め、同条第2項中「第6号様式」を「第3号様式」に改め、同条第3項中「指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設)指定変更却下通知書(第7号様式)」を「指定障害福祉サービス事業所(指定障害者支援施設)指定変更却下通知書(第4号様式)」に改める。

第4条第1項中「変更届出書(第8号様式)」を「告示別紙様式第2号による変更届出書」に改め、同条第2項中「第9号様式」を「第5号様式」に改める。

第5条中「第10号様式」を「第6号様式」に改める。

第6条第1項中「指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者)指定取消通知書(第11号様式)」を「指定障害福祉サービス事業所(指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所)指定取消通知書(第7号様式)」に改め、同条第2項中「指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者)指定停止通知書(第12号様式)」を「指定障害福祉サービス事業所(指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所)指定停止通知書(第8号様式)」に改める。

第8条第1項中「第13号様式」を「第9号様式」に改め、同条第2項中「第14号様式」を「第10号様式」に改め、同条第3項中「第15号様式」を「第11号様式」に改める。

第9条第1項中「第16号様式」を「第12号様式」に、「第17号様式」を「第13号様式」に改め、同条第2項中「第18号様式」を「第14号様式」に、「第19号様式」を「第15号様式」に改める。

第1号様式及び第2号様式を削る。

第3号様式中「指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者)」を「指定障害福祉サービス事業所(指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所)」に改め、同様式を第1号様式とする。

第4号様式中「指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者）・指定障害児相談支援事業者指定（更新）却下通知書」を「指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所）・指定障害児相談支援事業所指定（更新）却下通知書」に、「指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者）・指定障害児相談支援事業者の」を「指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所）・指定障害児相談支援事業所の」に改め、同様式を第2号様式とする。

第5号様式を削る。

第6号様式中「指定障害福祉サービス事業者」を「指定障害福祉サービス事業所」に改め、同様式を第3号様式とする。

第7号様式中「指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）指定変更却下通知書」を「指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設）指定変更却下通知書」に、「ありました指定障害福祉サービス事業者」を「ありました指定障害福祉サービス事業所」に改め、同様式を第4号様式とする。

第8号様式を削り、第9号様式を第5号様式とし、第10号様式を第6号様式とする。

第11号様式中「指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者）指定取消通知書」を「指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所）指定取消通知書」に改め、同様式を第7号様式とする。

第12号様式中「指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者）指定停止通知書」を「指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所）指定停止通知書」に改め、同様式を第8号様式とする。

第13号様式を第9号様式とし、第14号様式から第19号様式を4号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 2 0 号

甲府市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則（平成 3 1 年 3 月規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「指定障害児通所支援事業者指定申請書（第 1 号様式）」を「児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和 7 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 3 号。以下「告示」という。）別紙様式第 1 号による申請書（以下「指定等申請書」という。）」に改め、同条第 2 項中「指定障害児通所支援事業者指定更新申請書（第 2 号様式）」を「指定等申請書」に改め、同条第 3 項中「第 3 号様式」を「第 1 号様式」に改め、同条第 4 項中「指定障害児通所支援事業者指定（更新）却下通知書（第 4 号様式）」を「指定障害児通所支援事業所指定（更新）却下通知書（第 2 号様式）」に改める。

第 3 条第 1 項中「指定障害児通所支援事業者指定変更申請書（第 5 号様式）」を「指定等申請書」に改め、同条第 2 項中「第 6 号様式」を「第 3 号様式」に改め、同条第 3 項中「指定障害児通所支援事業者指定変更却下通知書（第 7 号様式）」を「指定障害児通所支援事業所指定変更却下通知書（第 4 号様式）」に改める。

第 4 条第 1 項中「指定障害児通所支援事業者変更届出書（第 8 号様式）」を「告示別紙様式第 2 号による変更届出書」に改め、同条第 2 項中「指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書（第 9 号様式）」を「指定障害児通所支援事業所廃

止・休止・再開届出書（第5号様式）」に改める。

第5条第1項中「指定障害児通所支援事業者指定取消通知書（第10号様式）」を「指定障害児通所支援事業所指定取消通知書（第6号様式）」に改め、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者指定停止通知書（第11号様式）」を「指定障害児通所支援事業所指定停止通知書（第7号様式）」に改める。

第7条第1項中「第12号様式」を「第8号様式」に改め、同条第2項中「第13号様式」を「第9号様式」に改め、同条第3項中「第14号様式」を「第10号様式」に改める。

第8条第1項中「第15号様式」を「第11号様式」に改め、同条第2項中「第16号様式」を「第12号様式」に改める。

第1号様式及び第2号様式を削る。

第3号様式中「指定障害児通所支援事業者」を「指定障害児通所支援事業所」に改め、同様式を第1号様式とする。

第4号様式中「指定障害児通所支援事業者指定（更新）却下通知書」を「指定障害児通所支援事業所指定（更新）却下通知書」に、「指定障害児通所支援事業者の」を「指定障害児通所支援事業所の」に改め、同様式を第2号様式とする。

第5号様式を削る。

第6号様式中「指定障害児通所支援事業者」を「指定障害児通所支援事業所」に改め、同様式を第3号様式とする。

第7号様式中「指定障害児通所支援事業者指定変更却下通知書」を「指定障害児通所支援事業所指定変更却下通知書」に、「指定障害児通所支援事業者の」を「指定障害児通所支援事業所の」に改め、同様式を第4号様式とする。

第8号様式を削る。

第9号様式中「指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書」を「指定障害児通所支援事業所廃止・休止・再開届出書」に改め、同様式を第5号様式とする。

第10号様式中「指定障害児通所支援事業者指定取消通知書」を「指定障害児通所支援事業所指定取消通知書」に改め、同様式を第6号様式とする。

第11号様式中「指定障害児通所支援事業者指定停止通知書」を「指定障害児通所支援事業所指定停止通知書」に改め、同様式を第7号様式とする。

第12号様式を第8号様式とし、第13号様式から第16号様式までを4号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第21号

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則
甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則（昭和52年9月規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「甲府市重度心身障害者医療費助成金受給者証／交付／更新／申請書」を「甲府市重度心身障害者医療費助成金受給者証交付（更新）申請書」に改める。

第4条中「受給者証」の次に「（以下「受給者証」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 受給者証の有効期間の始期は、条例第4条の規定による申請があった日の属する月の翌月1日又は第6条第1項の規定による更新の日とする。ただし、次の各号に掲げる者に係る有効期間の始期は、当該各号に定める日とする。

- (1) 新たに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「身体障害者手帳等」という。）の交付を受け重度心身障害者となった者又は身体障害者手帳等の更新若しくは等級等の変更により重度心身障害者となった者であって、当該手帳の受け渡しが可能となる日から1月以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない事由が生じた場合には、災害その他やむを得ない事由がやんだ日から1月以内。以下この項において同じ。）に当該申請をしたもの 当該身体障害者手帳等の新規、更新又は等級等の変更の申請があった日の属する月の翌月1日
- (2) 条例第2条第1項第4号に該当する者であって、特別児童扶養手当を受給しているもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が新たに当該申請をした場合 当該申請のあった日の属する月の翌月又は翌々月の1日

イ アに該当する者以外の者であって、18歳に達する日以後の最初の4月1日以降に特別児童扶養手当の認定を受けたものが当該認定に係る通知の日から1月以内に新たに当該申請をした場合 当該特別児童扶養手当の受給を開始する月の翌月1日

(3) 本市に転入したことにより条例第3条に規定する対象者（以下この項及び次項において「対象者」という。）となった者であって、転入の日から1月以内に当該申請をしたもの 当該転入の日

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の廃止又は停止によって対象者となった者であって、当該廃止又は停止の日から1月以内に当該申請をしたもの 当該廃止又は停止の日

3 第1項に規定する受給者証の有効期間の終期は、第6条第1項の規定による更新の日の前日又は対象者でなくなった日のいずれか早い日とする。

第6条第1項中「の有効期限は、毎年10月31日とし、当該年の」を「は、毎年」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条、第6条関係）

甲府市重度心身障害者医療費助成金受給者証交付（更新）申請書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

重度心身障害者医療費受給者証の交付（更新）を次のとおり申請します。甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例及び条例施行規則に基づく重度心身障害者医療費助成金制度の受給資格の審査をするため、貴市担当部署が受給対象者、配偶者及び世帯構成員等の個人番号や公簿等を利用して、医療保険加入状況、地方税関係情報その他必要な情報について取得することに同意します。また、助成金算定のため、受給者の医療費支払状況等について、市長が保険医療機関等から情報提供を受けること、過去に支給された助成金が過払いになり返還が必要になった場合は、その後には支給される助成金をその過払い分に係る返還金に充当すること、その後には支給される助成金がない際は返還金として過払い分を納付することに同意します。

（申請者） 受給資格者	フリガナ							性別	住所								
	氏名							男 女									
	生年月日	年 月 日						個人番号									
	連絡先	-															
	転入の場合	転入日	年 月 日														
	本年1月1日 時点の住所地		都道府県		市区町村	昨年1月1日 時点の住所地		都道府県		市区町村							
来庁者	<input type="checkbox"/> 受給資格者と同じ																
	氏名							続柄									
連絡付先	※ 受給資格者の住所／連絡先とは別の住所／連絡先を指定する場合にご記入ください																
	住所	〒						氏名									
配偶者	<input type="checkbox"/> 受給資格者と同居（同居の場合は、氏名のみご記入ください） <input type="checkbox"/> 配偶者なし																
	フリガナ							性別	生年月日								
	氏名							男 女	年 月 日								
	住所	〒															
	転入又は 市外居住	本年1月1日 時点の住所地		都道府県		市区町村	昨年1月1日 時点の住所地		都道府県		市区町村						
市外に居住している場合は、個人番号を記入→																	
扶養義務者・ 保護者	<input type="checkbox"/> 受給資格者と同居（同居の場合は、氏名と続柄のみご記入ください） <input type="checkbox"/> 扶養義務者なし																
	フリガナ							性別	続柄	生年月日							
	氏名							男 女	年 月 日								
	住所	〒															
	転入又は 市外居住	本年1月1日 時点の住所地		都道府県		市区町村	昨年1月1日 時点の住所地		都道府県		市区町村						
市外に居住している場合は、個人番号を記入→																	
振込口座	金融機関名	銀行・信金 信組・農協 その他()						本店・支店名	支店支所出張所								
	口座番号 (左寄せ)	銀行コード()						支店コード()									
							フリガナ	預金種別 普通・当座									
						口座名義人											
処理欄																	

第2号様式（第3条、第14条関係）

甲府市重度心身障害者医療費助成金所得状況届

年 月 日				
(あて先) 甲府市長				
下記のとおり、相違ありません。				
氏名 _____				
年 所 得	あなたと、あなたの配偶者、及び生計を同一にしている扶養義務者の所得について			
	受 給 資 格 者	配 偶 者	扶 養 義 務 者	
氏 名				
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 【うち老人扶養親族の数（受給資格者については、ア老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、イ特定扶養親族の数）】	(ア 人) (イ 人)	(ア 人)	(ア 人)	
所 得 額	円	円	円	
控 除	雑損、医療費	円	円	
	小規模企業共済等掛金	円	円	
	社会保険料	円	円	
	障害者、特別障害者、寡婦（寡夫）、寡婦の特例 勤労学生の別	寡・寡特・勤 円	障・特障・勤 円	障・特障・寡・寡特・勤 円
	障害者（特別障害者を除く。）である控除対象配偶者及び扶養親族の数	人 円	人 円	人 円
	特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の数	人 円	人 円	人 円
	配偶者特別	円	円	円
控 除 後 の 所 得 額	円	円	円	
処 理 欄				

第4号様式から第6号様式までを次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

甲府市重度心身障害者医療費助成金受給者証再交付申請書

年 月 日																					
(あて先) 甲府市長																					
(来庁者)	(受給資格者)																				
氏名	住所																				
受給資格者との続柄	氏名																				
電話番号	電話番号																				
	生年月日 年 月 日																				
<p>汚損 受給者証を破損したので再交付を申請します。 紛失</p>																					
<p>なお、甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例及び条例施行規則に基づく重度心身障害者医療費助成金制度の受給資格の確認をするため、貴市町村担当部署が受給対象者、配偶者及び世帯構成員等の個人番号や公簿等を利用して、医療保険加入状況、その他必要な情報について取得することに同意します。</p>																					
受 給 者 番 号																					
個 人 番 号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>																				
医療保険情報	保険者番号																				
	保 険 者 名																				
	適用開始日	年 月 日	続柄																		
	被保険者氏名																				
	記号・番号・枝番																				

※ 汚損又は破損した場合は、その受給者証を添付すること。

第5号様式（第12条関係）

甲府市重度心身障害者医療費助成金請求書

（あて先）甲府市長

年 月 日

受給者番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

来庁者 氏名

受給者 氏名

受給資格者との続柄

電話番号

電話番号

受給資格者にかかる医療費（保険診療に係るもの）の助成を受けたく、請求の額を証する書面を添えて請求します。
 なお、助成金の支払に必要な事項について、市が医療機関及び保険者に照会することを了承します。

請求額 金 円也

診 療 報 酬 請 求 証 明 書																		
年		月		科診療分				患者氏名										
保険種別		<input type="checkbox"/> 国保		<input type="checkbox"/> 後期高齢		<input type="checkbox"/> 協会けんぽ		<input type="checkbox"/> 組合		<input type="checkbox"/> その他								
<input type="checkbox"/> 入院		（ <input type="text"/> 日～ <input type="text"/> 日）		<input type="checkbox"/> 入院外		<input type="checkbox"/> 薬剤												
診療報酬総点数						負担割合												
						点				割								
<input type="checkbox"/> 訪問看護		<input type="checkbox"/> 按摩マッサージ		<input type="checkbox"/> 鍼灸		<input type="checkbox"/> 柔道整復師												
診療報酬総金額(10割)						負担割合												
						点				割								
保険診療に係る自己負担 金(食事代除く)											円							
入院時食事療養 自己負担金						円	×			食	=							円
<p>上記のとおり相違ありません。保険医療機関等 年 月 日 電話番号</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">名称 ㊟</p>																		
<p>注意: 窓口無料(現物給付)分のみ場合は、本証明書に記入しないでください。</p>																		
<p>処 理 欄</p>																		

※太線内は医療機関が記入

第6号様式（第13条関係）

甲府市重度心身障害者医療費助成金受給資格内容等変更届

年 月 日	
(あて先) 甲府市長	
(来庁者)	(受給資格者)
氏名	住所
受給資格者との続柄	氏名
電話番号	電話番号
	生年月日 年 月 日
<p>次のとおり、変更がありましたので届け出ます。</p> <p>なお、甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例及び条例施行規則に基づく重度心身障害者医療費助成金制度の受給資格の確認をするため、貴市担当部署が受給対象者、配偶者及び世帯構成員等の個人番号や公簿等を利用して、医療保険加入状況、その他必要な情報について取得することに同意します。</p>	
受 給 者 番 号	
個 人 番 号	
医療保険 情報	保険者番号・保険者名
	適用開始日・被保険者名
	記号・番号・枝番
口座情報	フリガナ
	名義人
	金融機関名・支店名
	口座番号
送付先	住所
連絡先 (該当する ほうに○)	フリガナ
	氏 名
	電話番号
変更年月日	年 月 日
変更事由 (該当するものに○)	有期延長・保険変更 口座変更・送付先変更・連絡先変更 住所変更・氏名変更
	備考

第7号様式中「㊟」及び「(届出人が署名する場合は、押印を省略できます。)」を削る。

第8号様式中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 2 2 号

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 5 年 1 1 月規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 4 中「、第 1 4 条の 3」及び「第 1 4 条の 5 の 7 及び」を削り、「第 1 4 条の 8」の次に「及び第 1 4 条の 1 3」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市市民会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 2 3 号

甲府市市民会館条例施行規則を廃止する規則

甲府市市民会館条例施行規則（昭和 3 7 年 7 月規則第 3 2 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 2 4 号

甲府市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

甲府市食品衛生法施行細則（平成 3 1 年 3 月規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式中「食管・食監」を「食監・食管」に改め、「自動販売機」の次に「、全自動調理機」を加え、

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>

を

」

「

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

に

」

改める。

第 5 号様式中「食管・食監」を「食監・食管」に改める。

第 6 号様式及び第 7 号様式中「食管・食監」を「食監・食管」に改め、「自動販売機」の次に「、全自動調理機」を加え、

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>	を
ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>	

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>	に
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>	

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規程

甲府市規程第1号

甲府市事案決定規程及び甲府市職員提案制度規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口雄一

甲府市事案決定規程及び甲府市職員提案制度規程の一部を改正する規程
(甲府市事案決定規程の一部改正)

第1条 甲府市事案決定規程(昭和48年4月規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2 総務部、総務総室、DX推進の表第4項を削る。

別表第2 総務部、人事管理室、人材マネジメントの表第1項を次のように改める。

1 職員研修に関する事項					
(1) 職員研修の年間計画に関すること。		○			
(2) 職員研修の実施に関すること。				○	
(3) 研修誌の編集、発行に関すること。				○	

別表第2 総務部、人事管理室、人材マネジメントの表中第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次のように加える。

2 提案制度に関する事項					
--------------	--	--	--	--	--

(1) 提案募集に関する こと。		採 否		収 集	
(2) 提案審査委員会の 庶務に関すること。				○	

別表第2総務部、契約管財室、管財の表に次のように加える。

6 公共施設等マネジメ ントの推進に関する事 項					
(1) 公共施設等マネジ メントの推進に関す ること。		重 要	一般的	軽 易	
(2) 公共用地の取得の 調整に関すること。		○			

別表第2企画部、企画総室、政策の表に次のように加える。

3 行政評価に関する事 項					
(1) 行政評価に関する こと。		○			
4 土地政策に関する事 項					
(1) 国土利用計画法 (昭和49年法律第 92号)に基づく市 町村計画に関するこ と。		○			

別表第2企画部、財政経営室、財政の表第8項を削る。

別表第2企画部、財政経営室、財産活用の表を削る。

別表第2市民部、市民総室、市民の表第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同表第3項に次のように加える。

(3) 外国人相談に関す ること。				○	
----------------------	--	--	--	---	--

別表第2市民部、市民総室、市民の表第6項第6号中「は握」を「把握」に改め、同項に次のように加える。

(8) 庁内案内に関する こと。				○	
(9) おくやみ窓口の運 用に関すること。				○	

別表第2まちづくり部、まちづくり総室、空き家対策の表に次のように加える。

3 所有者不明土地に関 する事項					
(1) 所有者不明土地の 利用の円滑化等に関 する特別措置法（平 成30年法律第49 号）に関すること。		重 要	一般的	軽 易	

別表第2まちづくり部、まち開発室、都市計画の表中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、第12項を第11項とする。

別表第2まちづくり部、まち開発室、区画整理の表を次のように改める。

拠点開発推進		決定区分				備 考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	都市再生整備計画に関 する事項					
(1)	都市再生整備計画に 関すること。		重 要	一般的	軽 易	
2	緑が丘スポーツ公園整 備事業に関する事項					
(1)	緑が丘スポーツ公園 整備事業に関するこ と。		重 要	一般的	軽 易	

別表第2まちづくり部、まち開発室、建築指導の表第13号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

別表第2まちづくり部、まち整備室、都市整備の表を次のように改める。

都市基盤整備		決定区分				備 考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	道路の新設改良事業に					

関する事項					
(1) 新設改良事業の実施箇所を計画すること。				○	
2 橋りょうの新設改良事業に関する事項					
(1) 新設改良事業の実施箇所を計画すること。				○	
3 道路の舗装事業に関する事項					
(1) 舗装事業の実施箇所を計画すること。				○	
4 甲府駅周辺土地区画整理事業の換地に関する事項					
(1) 事業計画等に関すること。		○			
(2) 換地計画に関すること。		○			
(3) 仮換地に関すること。		重要		軽易	
(4) 清算に関すること。		同上		同上	
5 甲府駅周辺土地区画整理審議会に関する事項					
(1) 審議会委員の選挙に関すること。		○			
(2) その他審議会に関すること。				○	
6 甲府駅周辺拠点形成事業に関する事項					
(1) 事業計画等に関すること。		○			
(2) 甲府駅周辺地区のまちづくりの啓発、指導及び助成に関すること。		重要		軽易	
(3) その他事業に関すること。				○	

別表第2まちづくり部、まち整備室、道路河川の表第9項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同表第10項を削る。

別表第2まちづくり部、まち整備室、地籍調査の表を次のように改める。

用地	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 用地取得に関する事項					
(1) 用地取得の事前確認に関すること。		軽易			
(2) 土地収用法による対象事業に関すること。		同上			
2 公園事業及び街路事業に関する事項					
(1) 公園事業及び街路事業に係る用地取得に関すること。		2,000万円以上5,000万円未満	200万円以上2,000万円未満	200万円未満	
(2) 公園事業及び街路事業に係る移転補償に関すること。		同上	同上	同上	
3 土地買収に関する事項					
(1) 買収依頼書を受理すること。				○	
4 土地の引継ぎに関する事項					
(1) 土地の引継ぎに関すること。		○			
(2) 登記関係書類の引継ぎに関すること。				○	
5 土地開発公社に関する事項					
(1) 土地開発公社の事業委託及び調整に関すること。		○			
6 租税特別措置法に係る					

税務署との事前協議等に関する事項					
(1) 譲渡所得等の課税の特例の適用に関する事前協議に関する事				○	
(2) 証明書等の提出に関する事				○	
7 道路の新設改良事業に関する事項					
(1) 補助対象事業に係る市道用地取得の事前確認に関する事		重要	輕易		
(2) 補助対象に係る市道用地取得に関する事		2,000万円以上5,000万円未満	200万円以上2,000万円未満	200万円未満	
(3) 補助対象に係る市道の移転補償に関する事		同上	同上	同上	
(4) 補助対象に係る市道の登記に関する事				○	
8 市道及び市有法定外公共物に関する事項					
(1) 新設既存市道（補助対象に係るものを除く。）用地の調査取得及び登記に関する事		重要		輕易	
(2) 境界確定に関する事		同上		同上	
9 地籍調査に関する事項					
(1) 地籍調査事業の計画作成に関する事		○			
(2) 地籍図及び地籍簿の閲覧に関する事				○	
(3) 地籍図及び地籍簿の認証請求に関する事		○			

(4) 調査成果の閲覧及び修正に関すること。		重 要		一般的	
(5) 地籍調査推進委員会の庶務に関すること。				○	

(甲府市職員提案制度規程の一部改正)

第2条 甲府市職員提案制度規程（平成25年10月規程第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部総務総室DX推進課長（以下「DX推進課長」を「総務部人事管理室人材マネジメント課長（以下「人材マネジメント課長」に改める。

第7条第1項、第9条、第12条第2項及び第13条第3項中「DX推進課長」を「人材マネジメント課長」に改める。

別表第1中「総務部総務総室DX推進課長」を「総務部人事管理室人材マネジメント課長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

甲府市規程第2号

甲府市会計管理者事務専決及び代決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市会計管理者事務専決及び代決規程の一部を改正する規程

甲府市会計管理者事務専決及び代決規程（昭和50年7月規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「支払通知書兼小切手振出通知書」を「支払通知書」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

告示

甲府市告示第82号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年3月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 貸付物件

次の物件を入札に付する。

施設名称：甲府市役所本庁舎

所在地：甲府市丸の内一丁目18番1号

(2) 予定価格 公表しない。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 用途 パネル広告の設置

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

(2) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

(3) 甲府市広告掲載基準の規定に該当する規制業種又は事業者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 官公庁又は民間企業における、施設壁面等の広告掲出業務において、3年以上の実績を有する者であること。

3 募集要項及び仕様書の配付期間、配付場所、配付方法

(1) 配付期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月16日（月）まで（この期間内の

- 市の休日を除く。) 午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで
- (2) 配付場所
甲府市総務部契約管財室管財課 (甲府市役所本庁舎5階)
甲府市丸の内一丁目18番1号
- (3) 配付方法
直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りではない。
- 4 入札参加申込み
この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」ほか提出書類を次の申込場所まで持参すること。
- (1) 申込期間
令和8年3月3日(火)から令和8年3月16日(月)まで(この期間内の市の休日を除く。) 午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで
- (2) 申込場所
甲府市総務部契約管財室管財課 (甲府市役所本庁舎5階)
甲府市丸の内一丁目18番1号
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時
令和8年3月26日(木) 午後4時00分から
- (2) 場所
甲府市役所本庁舎 7階 会議室7-1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については、変更する場合がある。
- 6 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- 7 入札の無効
この告示に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 8 落札者の決定
甲府市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 9 その他
- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金

設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の100分の10の額を納付しなければならない。ただし、甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第34条第1項第3号に規定する、過去2年間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除とする。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 説明会 行わない。
- (5) その他 詳細は、募集要項及び仕様書による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年3月2日

甲府市長 樋口雄一

1 入札対象業務

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 入札番号 | (市長契) 第1号 |
| (2) 件名 | 自動体外式除細動器（AED）賃貸借 |
| (3) 賃貸借期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |
| (4) 品質・規格・数量など | 仕様書による |
| (5) 納入場所 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 山梨県内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「医療器具」で登録されている者であること。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項に規定する高度管理医療機器等の販売業・貸与業の許可を受けている者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。

- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和8年3月2日(月)～令和8年3月12日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市 市長直轄組織 危機管理室 地域防災課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4階
電話055-237-5357
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和8年3月2日(月)～令和8年3月12日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市 市長直轄組織 危機管理室 地域防災課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4階
電話055-237-5357
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和8年3月23日(月) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所 本庁舎7階 7-1会議室
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 長期継続契約
- 本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市告示第84号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年3月2日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） 福発第5461号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉総室健康保険課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年3月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市徳行四丁目1537番1、1537番5から1537番8まで、
1542番1、1543番1、1544番3、
1545番1、1545番4、
1546番3から1546番5まで、
1547番1から1547番4まで、
1548番1、1548番2、1549番、
1552番2から1552番4まで、
1553番1、1553番3から1553番5まで
及び1555番1
以上28筆及び水

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野県松本市小屋南二丁目9番25号
株式会社西源
代表取締役 山田 一浩

甲府市告示第86号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和8年3月2日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第87号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和8年3月2日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第 88 号

甲府市任期付職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第 9 条の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市告示第 89 号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第 9 条の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市告示第90号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和8年3月2日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第91号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和8年3月2日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第92号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和8年3月2日

甲府市長 樋口 雄一

次の者から介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定に基づく廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

令和8年3月4日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100883 |
| 2 | 事業所の名称 | ソーシャルデイ ひと花 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市城東五丁目10番11号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 笛吹市石和町河内171番地5
合同会社ENJOY LIFE みのり
代表社員 阿南 美紀 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 令和8年3月31日 |

甲府市告示第94号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和8年3月5日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 国民健康保険料過誤納金還付通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市役所市民部税務管理室収納推進課 |

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和8年3月5日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 令和6年度国民健康保険料7期督促状
令和6年度国民健康保険料8期督促状
令和6年度国民健康保険料9期督促状
令和7年度国民健康保険料1期督促状
令和7年度国民健康保険料3期督促状
令和7年度国民健康保険料4期督促状
令和7年度国民健康保険料5期督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

甲府市告示第96号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和8年3月5日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 軽自動車税 過誤納金還付通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年3月6日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 入札番号 | 第3434号 |
| (2) 物件名 | 甲府市立商科専門学校パソコン等 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」または「情報・通信」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和8年3月6日（金）～ 令和8年3月19日（木）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (3) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和8年3月6日(金)～令和8年3月19日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月31日(火) 午後1時30分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年3月6日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市宮原町字岡田64番14、71番5から71番14まで、73番5、73番6及び82番3から82番7まで
以上18筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上今井町1210番地1
株式会社とちの木
代表取締役 小関 敏和

甲府市告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和8年3月9日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定施術機関指定申請書を受理し、指定施術機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和8年3月9日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定施術機関指定申請書
- 2 施術機関番号、指定の期間、施術機関の名称、施術機関の所在地、開設者、代表者、施術者

別紙のとおり

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市西田町612番2及び612番9から612番14まで
以上7筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条461番地2
紳英興産株式会社
代表取締役 有泉 紳之介

甲府市告示第102号

次の者から介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づく廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和8年3月10日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1960190047 |
| 2 | 事業所の名称 | 公益社団法人山梨県看護協会
指定ゆうき居宅介護支援事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市住吉一丁目15番23号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市東光寺二丁目25番1号
公益社団法人山梨県看護協会
会長 遠藤 みどり |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和8年3月31日 |

甲府市告示第103号

次の者から介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づく廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和8年3月10日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105522 |
| 2 | 事業所の名称 | はな居宅介護支援事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市上町320番地3 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市上町320番地3
合同会社はなこばやし
代表社員 小林 守 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和8年3月31日 |

甲府市告示第104号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び同法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和8年3月10日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1960190518 |
| 2 | 事業所の名称 | ルミナ訪問看護ステーション |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市上阿原町453番地1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 笛吹市石和町小石和2645番地
一般社団法人サンメディカルグループ
代表理事 安積 広信 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問看護
介護予防訪問看護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和8年4月1日 |

甲府市告示第105号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和8年3月17日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和8年3月11日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市宝二丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：キジ白
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし、マイクロチップなし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話：055-237-2550

地方自治法第219条第2項の規定により、令和8年3月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和8年3月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和7年度甲府市一般会計補正予算（第12号）
- 2 令和7年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 3 令和7年度甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和7年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 5 令和7年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 令和7年度甲府市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 7 令和7年度甲府市水道事業会計補正予算（第4号）
- 8 令和7年度甲府市一般会計補正予算（第13号）

令和8年3月12日 原案可決

甲府市告示第107号

次の者から介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づく廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和8年3月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970104780 |
| 2 | 事業所の名称 | 居宅介護支援事業所 テラスしおべ梨の木 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市塩部三丁目16番18号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市塩部一丁目11番12号
医療法人社団すずき会
理事長 新野 哲也 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和8年2月28日 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-------------------------|---------------------------------|
| 1 | 施行者の名称 | 山梨県 |
| 2 | 都市計画事業の種類及び名称 | 甲府都市計画道路事業 3・4・33号
大手二丁目浅原橋線 |
| 3 | 事業計画 | |
| | (1) 事業地 | |
| | ア 収用の部分 | 変更なし |
| | イ 使用の部分 | なし |
| | (2) 設計の概要 | |
| | 起 点 | 山梨県甲府市中央四丁目140番1 |
| | 終 点 | 山梨県甲府市中央四丁目444番 |
| | 延 長 | 180m |
| | 幅 員 | 18m |
| | 車線の数 | 2車線 |
| | その他、別添設計の概要を表示する図書のとおり。 | |
| | (3) 事業施行期間 | 自 平成30年4月2日
(令和8年3月31日) |
| | | 至 令和14年3月31日 |
| 4 | 縦覧場所 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-------------------------|-------------------------------|
| 1 | 施行者の名称 | 山梨県 |
| 2 | 都市計画事業の種類及び名称 | 甲府都市計画道路事業 3・4・10号
高畑町昇仙峡線 |
| 3 | 事業計画 | |
| | (1) 事業地 | |
| | ア 収用の部分 | 変更なし |
| | イ 使用の部分 | なし |
| | (2) 設計の概要 | |
| | 起 点 | 山梨県甲府市千塚四丁目3156番8地先 |
| | 終 点 | 山梨県甲府市千塚四丁目3497番1地先 |
| | 延 長 | 327m |
| | 幅 員 | 16m |
| | 車線の数 | 2車線 |
| | その他、別添設計の概要を表示する図書のとおり。 | |
| | (3) 事業施行期間 | 自 平成31年4月2日
(令和8年3月31日) |
| | | 至 令和14年3月31日 |
| 4 | 縦覧場所 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 |

甲府市告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和8年3月30日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月16日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	中央道側道 11号線	甲府市大津町字横田 2037番1地先から 甲府市大津町字横田 2059番3地先まで	291.0	令和8年 3月16日

甲府市告示第111号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更したので、同法第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、本市に意見書を提出することができる。

令和8年3月16日

甲府市長 樋口雄一

1 地域計画案の縦覧

(1) 縦覧期間

令和8年3月17日（火）から令和8年3月30日（月）まで

(2) 縦覧場所及び縦覧時間

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市産業部農林振興室農政課

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く）

甲府市ホームページ（24時間）

2 意見書の提出

(1) 提出先

縦覧場所と同じ

(2) 提出期限

令和8年3月30日（月）午後5時15分までに必着

甲府市告示第112号

次の者から介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定に基づく廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

令和8年3月16日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970103642 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスあづまや |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市和田町755番地2 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市和田町755番地2
株式会社カインドケア
代表取締役 笹渕 格 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 令和8年3月31日 |

甲府市告示第113号

次の者から介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定に基づく廃止届を受理したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和8年3月16日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970103139 |
| 2 | 事業所の名称 | 縁ヘルパーステーション |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市下積翠寺町1534番地 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市下積翠寺町1534番地
有限会社縁
代表取締役 窪田 淳子 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 令和8年3月31日 |

甲府市告示第114号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和8年3月23日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和8年3月17日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市国母三丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：柴犬風
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：白
- 6 その他の特徴：成犬、首輪なし、マイクロチップあり
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話055-237-2550

甲府市告示第115号

次の後期高齢者医療保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和8年3月18日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
令和7年度後期高齢者医療保険料額変更決定通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉総室健康保険課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年3月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市横根町字大畑615番1、615番3、615番4、618番1、
623番1から623番4まで及び625番1
以上9筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北杜市高根町箕輪新町9番地の3
株式会社木次商事
代表取締役 木次 功一

甲府市告示第117号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和8年3月24日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和8年3月19日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市国母八丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：キジトラ
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし、マイクロチップなし、
左耳にサクラカットあり
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第 1 1 8 号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 7 年 6 月条例第 1 6 号）第 4 条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第 1 1 条の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

施設の名称	団体の所在地及び 名称	指定の期間
甲府市創作の森 おびな	甲府市下帯那町 2 0 4 6 番 地 帯那地域活性化推進協議会	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 1 3 年 3 月 3 1 日 まで

甲府市告示第119号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和8年3月26日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和8年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市川田町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：甲斐犬風
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：黒茶
- 6 その他の特徴：成犬、首輪あり（赤と茶の革製1本、青と白のプラスチック製1本）
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話055-237-2550

甲府市告示第120号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するため、同条第3項の規定により公示する。

令和8年3月25日

甲府市長 樋口雄一

- 1 縦覧期間 令和8年4月1日から令和8年4月30日まで
（ただし、土・日曜日、祝日は除く。）
- 2 縦覧場所 甲府市役所本庁舎3階 資産税課

地方自治法第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 8 年 3 月市議会定例会において議決を経た予算を、別紙のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 令和 8 年度 甲府市一般会計予算
- 2 令和 8 年度 甲府市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和 8 年度 甲府市交通災害共済事業特別会計予算
- 4 令和 8 年度 甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 5 令和 8 年度 甲府市介護保険事業特別会計予算
- 6 令和 8 年度 甲府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 7 令和 8 年度 甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 8 令和 8 年度 甲府市地方卸売市場事業会計予算
- 9 令和 8 年度 甲府市病院事業会計予算
- 10 令和 8 年度 甲府市下水道事業会計予算
- 11 令和 8 年度 甲府市水道事業会計予算
- 12 令和 8 年度 甲府市農業集落排水事業会計予算
- 13 令和 8 年度 甲府市簡易水道等事業会計予算
- 14 令和 8 年度 甲府市浄化槽事業会計予算

令和 8 年 3 月 2 5 日 原案可決

甲府市告示第122号

地方自治法第219条第2項の規定により、専決処分した令和7年度補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和8年3月30日

甲府市長 樋口雄一

令和7年度甲府市一般会計補正予算（第14号）

甲府市告示第123号

公職選挙法施行令第119条の規定により甲府市選挙管理委員会の承認を得て定める個人演説会の施設の設備の程度を次のとおり定める。

令和8年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

公営の施設の名称	会場面積(m ²)	収容人数(人)	設備の内容				候補者が納付する費用の額	
			演壇	聴衆席	照明	その他	平日	休日
石田悠遊館	160	76	1	腰掛	12		無料	
大国悠遊館	150	50	1	腰掛	20			
里垣悠遊館	128	70	1	腰掛	15			
相川悠遊館	115	50	1	腰掛	15			
湯田悠遊館	119.8	60	1	腰掛	20			
伊勢悠遊館	128	65	1	腰掛	16			
北部悠遊館	135	72	1	腰掛	15			
貢川悠遊館	128	50	1	腰掛	24			
大里悠遊館	128.07	48	1	腰掛	18			
羽黒悠遊館	120.54	60	1	腰掛	16			
朝日悠遊館	97.2	46	1	腰掛	20			
富士川悠遊館	400	100	1	腰掛	20			
玉諸悠遊館	80.35	60	1	腰掛	16			
住吉悠遊館	126	66	1	腰掛	15			

附則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月28日告示第157号はこれを廃止する。

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始について、次のとおり公告する。

令和8年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

1 事業名

遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業

2 事業概要

本事業は、公共施設等マネジメントの視点を踏まえ、遊亀公園・附属動物園における公募対象公園施設及び特定公園施設の施工等を公募設置等管理制度（Park-PFI）により実施するものである。

なお、選定事業者を地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定することを予定している。

3 事業期間

「（仮称）遊亀公園・附属動物園に係る指定管理者を指定する議案」等の可決日から令和30年3月31日まで

4 参加資格要件等

（1）応募者の資格

ア 応募者は単独の法人（以下「応募法人」という。）又は複数の法人で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）に限る。

イ グループで応募する場合は、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めるものとする。

ウ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととする。

エ 応募法人等の中で、指定管理業務（特定公園施設の管理・運營業務を含む公園及び動物園の管理・運營業務）を実施する法人を定めるものとする。

オ 応募法人等の中で、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計及び監理業務を実施する法人を定めるものとする。

カ 応募法人等の中で、公募対象公園施設及び特定公園施設の施工業務を実施する法人を定めるものとする。特定公園施設の施工業務を担う構成法人は、本市の入札参加資格の「造園工事」で登録されている者を必ず含むものとする。

ク 応募法人等は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととする。

（2）応募条件

応募法人等は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできない。

(3) 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する者は、応募することができない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされている者
- エ 本市の指名停止を受けている者
- オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過していない者
- カ 次に該当する者
 - (ア) 暴力団（甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員等（甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項第3号に規定する暴力団員等をいう。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団、その他これに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、反社会的勢力等を利用するなどをしたと認められる者
 - (ウ) 役員等が、反社会的勢力等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力等の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (エ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員
 - (オ) 国税及び地方税に滞納がある者
- キ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

5 手続き等

(1) 要項等の配布

「遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業募集要項」等を甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込みの方法、提出期限及び提出先等については、募集要項等を参照すること。

6 連絡先

甲府市 まちづくり部まち開発室公園緑地課動物園整備係（本庁舎8階）

甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-223-6101

FAX 055-232-4834

メール tosisikoen@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第125号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和8年4月6日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和8年3月30日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市朝気三丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：茶トラ
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし、マイクロチップなし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第126号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和8年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 令和7年度固定資産税・都市計画税第3期督促状
令和7年度固定資産税 償却資産 第3期督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

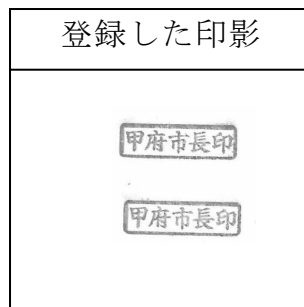
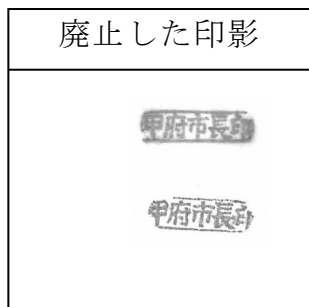
次の公印を廃止及び改刻したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを告示する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

1 改刻した公印

- (1) 種別 専用公印
- (2) 名称 市長印
- (3) ひな形 27の5の2
- (4) 書体 楷書
- (5) 寸法 縦4mm
横15mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 個人番号カード（マイナンバーカード）に使用する印
- (8) 個数 2個



2 廃止した公印

- (1) 種別 専用公印
- (2) 名称 甲府市会計管理者代理署名人収納推進課長印
- (3) ひな形 44
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 径18mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う公金の収納に係る払出請求等
- (8) 個数 1個

廃止した印影



3 公印の廃止及び登録日 令和8年3月31日

甲府市告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字年代392番1及び393番1
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市中央四丁目2番26号
大澤 輝

甲府市告示第129号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 令和7年度介護保険料第1期分督促状
令和7年度介護保険料第2期分督促状
令和7年度介護保険料第3期分督促状
令和7年度介護保険料第4期分督促状
令和7年度介護保険料第5期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

甲府市告示第130号

次の債権にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| 1 | 書類名 | 生活保護費に係る滞納債権に対する督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） 外6名 |
| 3 | 保管場所 | 福祉部福祉支援室生活福祉課 |

甲府市告示第131号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に基づき定めた、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更したので、同法第19条第8項の規定により公告する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和8年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、別紙のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和8年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第134号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第135号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社one life PLUS |
| 2 | 事業者の所在地 | 群馬県前橋市広瀬町三丁目18番地15 |
| 3 | 事業所名 | 児童発達支援事業所chouchou甲府 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市北口一丁目2番14号甲府北口プラザビル10階 |
| 5 | 事業の種類 | 児童発達支援 |
| 6 | 主たる対象者 | 重症心身障害以外 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1950104362 |
| 8 | 指定年月日 | 令和8年4月1日 |

甲府市告示第136号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 事業者名 | 合同会社polepole |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市蓬沢町958番地
O—FOREST2 201号室 |
| 3 | 事業所名 | ぽれぽれ |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市和戸町484番地 |
| 5 | 事業の種類 | 児童発達支援
放課後等デイサービス |
| 6 | 主たる対象者 | 重症心身障害以外 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1950104354 |
| 8 | 指定年月日 | 令和8年4月1日 |

甲府市告示第137号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|---------------------|
| 1 | 事業者名 | 学校法人山梨英和学院 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市横根町888番地 |
| 3 | 事業所名 | 山梨英和カートメルこども園 愛（まな） |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市上町1740番地 |
| 5 | 事業の種類 | 児童発達支援 |
| 6 | 主たる対象者 | 重症心身障害以外 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1950104370 |
| 8 | 指定年月日 | 令和8年4月1日 |

甲府市告示第138号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の2第1号の規定により公示する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 事業者名 | 合同会社Kkids |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市和戸町843番地 |
| 3 | 事業所名 | 児童発達支援・放課後等デイサービスKきつず |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市上阿原町1122番地2 |
| 5 | 事業の種類 | 児童発達支援
放課後等デイサービス |
| 6 | 主たる対象者 | 重症心身障害以外 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1950104388 |
| 8 | 指定年月日 | 令和8年4月1日 |

甲府市告示第139号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 事業者名 | 株式会社総合キャリアトラスト |
| 2 | 事業者の所在地 | 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 |
| 3 | 事業所名 | SAKURA山梨センター |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市徳行二丁目5番13号 |
| 5 | 事業の種類 | 就労選択支援 |
| 6 | 主たる対象者 | 精神障害者
知的障害者
身体障害者（内部障害・肢体不自由・聴覚障害）
難病等対象者 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910104403 |
| 8 | 指定年月日 | 令和8年4月1日 |

甲府市告示第140号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 事業者名 | ヒューコムエンジニアリング株式会社 |
| 2 | 事業者の所在地 | 山梨県中巨摩郡昭和町河西1232番地1 |
| 3 | 事業所名 | ディーキャリア 甲府オフィス |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市北口三丁目4番33号 セインツ25 201号室 |
| 5 | 事業の種類 | 就労移行支援 |
| 6 | 主たる対象者 | 精神障害者 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910104395 |
| 8 | 指定年月日 | 令和8年4月1日 |

甲府市告示第141号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 事業者名 | 社会福祉法人かしのみ福祉会 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市宝一丁目29番9号 |
| 3 | 事業所名 | 就労選択支援事業所かしのみ |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市宝一丁目23番13号 |
| 5 | 事業の種類 | 就労選択支援 |
| 6 | 主たる対象者 | 精神障害者
知的障害者
身体障害者 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910104411 |
| 8 | 指定年月日 | 令和8年4月1日 |

甲府市告示第142号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 事業者名 | 合同会社G r k |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市後屋町113番地12 |
| 3 | 事業所名 | 第2彦星 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市国母五丁目3番35号 |
| 5 | 事業の種類 | 共同生活援助
短期入所 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1920104336（共同生活援助）
1910104346（短期入所） |
| 8 | 指定年月日 | 令和8年4月1日 |

甲府市告示第143号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社トラストテック |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市善光寺一丁目28番25号光栄ビル2階 |
| 3 | 事業所名 | 訪問介護 志暖 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市善光寺一丁目28番25号光栄ビル2階 |
| 5 | 事業の種類 | 居宅介護
重度訪問介護 |
| 6 | 指定事業所番号 | 1910102324 |
| 7 | 廃止年月日 | 令和8年3月31日 |

甲府市告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 施行者の名称 | 山梨県 |
| 2 都市計画事業の種類及び名称 | 甲府都市計画道路事業
3・3・3号 太田町蓬沢線
3・4・33号 大手二丁目浅原橋線
3・5・2号 幸町伊勢四丁目線 |
| 3 事業計画 | |
| （1）事業地 | |
| ア 収用の部分 | 変更なし |
| イ 使用の部分 | なし |
| （2）設計の概要 | |
| 起 点 | 山梨県甲府市伊勢一丁目216-1番地先 |
| 終 点 | 山梨県甲府市太田町272番地先 |
| 延 長 | 263m |
| 幅 員 | 16～23m |
| 車線の数 | 2～4車線 |
| その他、別添設計の概要を表示する図書のとおり。 | |
| （3）事業施行期間 | 自 平成24年1月16日
(平成37年3月31日)
至 令和13年3月31日 |
| 4 縦覧場所 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 |

甲府市告示第145号

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等として次の者を確認したので、同法第58条の11の規定により公示する。

令和8年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | サービスの種類 | 別紙のとおり |
| 2 | 事業所の名称 | 別紙のとおり |
| 3 | 事業所の所在地 | 別紙のとおり |
| 4 | 当該事業所の設置者 | 別紙のとおり |
| 5 | 確認年月日 | 令和8年3月31日 |

教育委員会

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 松田昌樹

甲府市教育委員会規則第2号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表生涯学習室、スポーツ課の項中「地域移行係」を「地域展開係」に改め、同表生涯学習室、国スポ総体課の項中「国スポ総体系」を「総務企画係、競技係、高校総体系」に改める。

別表生涯学習室、生涯学習課の項中第18号を第19号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 中学校部活動の地域展開の運営に関する事（スポーツの地域クラブを除く。）。

別表生涯学習室、スポーツ課の項第10号中「地域移行」を「地域展開」に改め、「こと」の次に「（文化芸術の地域クラブを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

甲府市学校職員通勤手当支給規則をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 松田昌樹

甲府市教育委員会規則第3号

甲府市学校職員通勤手当支給規則

(目的)

第1条 この規則は、甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号。以下「条例」という。）第19条の規定による通勤手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 条例第19条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所（出張所その他の出先機関に勤務する職員については、それらをもって勤務場所とする。）との間を往復することをいう。

2 条例第19条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの規則に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第3条 職員は、新たに条例第19条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、教育長が別に定める様式によりその通勤の実情を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

- (1) 各任命権者を異にして異動した場合
- (2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法若しくは条例第19条3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは

は終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合

2 職員は、前項第2号に掲げる変更により、条例第19条第1項の職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

(確認及び決定)

第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）（以下「定期券」という。）の提示又は第11条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場料の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第19条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第5条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第6条 前条の通勤の経路又は方法は往路と帰路と異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和45年12月条例第41号）第7条第3項に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第7条 条例第19条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第10条第2号において「運賃等相当額」という。）は、次に掲げる普通交通機関の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 交通機関等が定期券を発行している場合 当該交通機関等の利用区間に係る通用期間が支給単位期間（条例第19条第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉なる定期券の価額）

(2) 交通機関等が定期券を発行していない場合 当該交通機関等の利用区間についての通勤21回分の運賃等の額であって、最も低廉となるもの

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額とする。

(自動車等使用者の支給額)

第8条 条例第19条第2項第2号の教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)	片道5キロメートル未満	2,000円
(2)	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
(3)	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
(4)	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
(5)	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
(6)	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
(7)	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
(8)	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
(9)	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
(10)	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
(11)	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
(12)	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
(13)	片道60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
(14)	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
(15)	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
(16)	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
(17)	片道80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
(18)	片道85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
(19)	片道90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
(20)	片道95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
(21)	片道100キロメートル以上	66,400円

(育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)

第9条 条例第19条第2項第2号の教育委員会が定める職員は平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、教育委員会が定める割合は100分の50とする。

(併用者の区分及び支給額)

第10条 条例第19条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員(以下「併用者」という。)の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 併用者(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 条例第19条第2項第1号に定める額及び第2号に定める額

(2) 併用者のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が条例第19条第2項第2号に定める額(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。)にあたっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額) 未満である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同項第1号に定める額

(3) 併用者のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が条例第19条第2項第2号に定める額(駐車場等利用職員にあたっては、その額に同条第3項第1号に定める額を可算した額) 未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 同条第2項第2号に定める額。

(駐車場等の要件)

第11条 条例第19条第3項の教育委員会の定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務場所の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして任命権者が認める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

- (2) 職員が4輪の自動車を駐車するために使用する施設であること。
 - (3) 駐車場等を利用することとなる場所の周辺において、他に無料で、かつ、利用可能なものがないこと。
 - (4) 月又は年を単位として、駐車料金が定められている施設であること。
 - (5) その利用について職員の配偶者若しくは条例第17条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長の定める施設でないこと。
- 2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、4輪の自動車の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通期手当を支給しないことが著しく不相当であると教育委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第12条 条例第19条第3項の教育委員会が定める職員は、第10条第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第13条 条例第19条第3項第1号の教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては5,000円）とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として、駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 教育委員会が定める額

2 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前項アからウまでに定める額を合計した額

(交通の用具)

第14条 条例第19条第1項第2号に規定する交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、本市の所有に属するものを除く。

(支給日等)

第15条 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第17条第2項第2号及び第20条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が甲府市の休日を定める条例（平成元年3月条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において最も当該翌日に近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する任命権者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する任命権者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 条例第19条第5項の教育委員会が定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第19条第2項第2号に定める額（第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額（第17条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第19条第5項の教育委員会が定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(支給の始期及び終期)

第16条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第19条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した

日、通勤手当の支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（返納の事由及び額等）

第17条 条例第19条第6項の教育委員会が定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第19条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは甲府市職員の分限に関する条例（昭和38年4月条例第12号）第5条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月条例第1号）第2条第1項の規定により派遣され、甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月条例第38号）第1条に規定する自己啓発等休業をし、甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年3月条例第10号）第1条に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわ

たることとなるとき。

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 条例第19条第6項の教育委員会が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、教育委員会が定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

3 条例第19条第6項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当を支給された際に所属していた任命権者と事由発生月の翌月以降に所属する任命権者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第18条 条例第19条第7項に規定する教育委員会が定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を発行している交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 定期券を発行していない交通機関等 1箇月

2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が

前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

- (1) 甲府市職員の定年等に関する条例（昭和59年7月条例第31号）第2条の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他教育委員会が定める事由が生ずること。

第19条 支給単位期間は、第16条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 第17条第1項第3号の事由に該当することとなった場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）の支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。
- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって勤務しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第20条 条例第19条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

（事後の確認）

第21条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第19条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

通 勤 届

(新規(異動含む)・住居変更・通勤経路変更・通勤方法変更・運賃等の変更・その他)

年 月 日提出

(あて先) 任命権者	所 属		氏名(フリガナ) 印	所属長 印	庶務担当課 印	
	職 名					
	職員番号					
	電話番号	—				
住 所	勤務する機関名()					
順路	通勤方法 の 別	区間及び片道金額	片道 距離	所要時間 (概算)	支給単位期 間の定期券 の 金 額	
1		～ 円	km	時間 分	円	
2		～ 円	km	時間 分	円	
通勤経路の略図(経路を朱線で記入)						
上記事実の発生年月日 年 月 日						
年 月から、通勤手当(支給単位期間 月) 円支給する。 上記のとおり確認し、認定する。 年 月 日						
備 考			認定	給与担当者	給与係長	職員課長
			電算入力 <input type="checkbox"/> バッチ・ <input type="checkbox"/> オンライン			

※ 交通機関の利用者は届書提出の際、定期券を提示すること。

別記様式(第3条関係)

甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則第4号

甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則（昭和47年10月教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「7,500円」を「8,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

甲府市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 松田昌樹

甲府市教育委員会規則5号

甲府市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

甲府市学校給食費徴収規則（令和3年12月教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

規則の題名を「甲府市学校給食に関する規則」に改める。

第1条の「に係る学校給食費（学校給食に要する経費のうち、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第1項に規定する経費その他市が負担する経費以外の経費をいう。以下同じ。）の徴収等」を削る。

第2条第1項を次のように改め、次の4号を加える。

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市立学校 甲府市市立学校設置条例（昭和39年4月条例第24号）第2条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (2) 児童生徒 市立学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (3) 保護者 児童生徒を監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。
- (4) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

第3条1項の「学齢児童又は学齢生徒（以下「児童等」という。）の保護者及び児童等を除く学校給食を受けようとする者（以下これらを「納付義務者」を「児童生徒の保護者及び児童生徒を除く学校給食を受けようとする者（以下これらを「給食喫食者）」に、改める。

第3条2項1号及び2号中の「納付義務者」を「給食喫食者」に、「学校」を「市立学校又は甲府市教育委員会」に改める。

第4条の見出し中「徴収対象者」を「無償化等」に改める。

第4条を次のように、改め、次の1号を加える。

市は、給食喫食者から学校給食費を徴収しない。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助により学校給食費の支給を受けている保護者（以下「生活保護受給者」という。）については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒を除く学校給食を受けようとする者については、学校給食費を徴収する。

第5条中の「別表のとおりとする。」を「甲府市教育委員会が別に定める。」に改める。

第6条中の「別表」を「第4条第2項に定める者（以下「納付義務者」という。）について、前条」に改める。

第9条1項中の「学校給食を受ける児童等又は児童等を除く学校給食を受ける者」を「納付義務者又は生活保護受給者の児童生徒」に、第9条第1項第2号中の、「学校給食を受けようとする児童等又は児童等を除く学校給食を受けようとする者として就学又は就業」を「納付義務者又は生活保護受給者の児童生徒が就業又は就学」に改め、第9条第2項を削る。

第10条第1項中の「納付義務者」を「給食喫食者」に、「学校」を「在籍する市立学校」に、第10条第2項中の「学校」を「市立学校」に改める。

第11条の見出し中及び本文中の食物アレルギーの後に「等」を加え、「第9条第2項の」を削る。

附則を附則第1項とし、同項の次に次の2項を加える。

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の甲府市学校給食に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食について適用し、同日前に実施した学校給食については、従前の例による。

別表を削る。

第6号様式を次のように改める。

(第6号様式)
(あて先)

年 月 日

甲府市立

学校

校 長

実施計画書(変更届)

実施日																															実施回数							
曜日																																						
対象人員																																						
番号	区分	支払方法/理由	年・姓・氏名または行事名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
1																																						
2																																						
3																																						
4																																						
5																																						
6																																						
7																																						
8																																						
9																																						
10																																						
11																																						
12																																						
13																																						
14																																						
15																																						
16																																						
17																																						
18																																						
19																																						
20																																						
21																																						
22																																						
23																																						
24																																						
25																																						
26																																						
27																																						
28																																						
29																																						
30																																						
			合計																																			
			実施食数																																			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

甲府市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 松田昌樹

甲府市教育委員会規則第6号

甲府市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように改正する。

第3条中「甲府市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）」を削り、
「甲府市立小学校、中学校及び高等学校（以下「小学校等」という。）」に改める。
。

第3条2項中「小中学校」を削り「小学校等」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 松田 昌樹

甲府市教育委員会規程第1号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2部長以下の個別決定事案、生涯学習の表中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 中学校部活動の地域展開の運営に関する事項				
(1) 中学校部活動の地域展開の運営に関すること。	重要	一般的	軽易	

別表第2部長以下の個別決定事案、スポーツの表第4項中「地域移行」を「地域展開」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第19号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和8年3月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 原 栄 治

1	1/50の数	3,032人
2	1/3の数	50,523人
3	1/6の数	25,262人
4	選挙人名簿登録者数	151,569人

甲府市選挙管理委員会告示第20号

甲府市選挙管理委員会委員三井和子氏から令和8年3月31日をもって委員を退職したい旨の願いがあり、地方自治法第185条第1項の規定によりこれを承認し、また、委員に欠員が生じるため、同法第182条第3項の規定により令和8年4月1日付けで第1順位であった次の補充員を委員に補欠する。

令和8年3月31日

甲府市選挙管理委員会
委員長 原 栄 治

1 退職者

住 所	氏 名
甲府市下飯田	三 井 和 子

2 補欠者

住 所	氏 名
甲府市富竹	川 邨 靖

【任期：令和8年4月1日から令和10年3月22日】

公平委員会

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市公平委員会

委員長 依田道徳

甲府市公平委員会規則第1号

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

甲府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部本庁の項中「DX推進係長」を「総務総室総務課庶務係長」に、「総合計画係長」を「計画推進係長」に改め、「財産活用係長」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

甲府市公平委員会

委員長 依 田 道 徳

甲府市公平委員会規則第2号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和43年5月公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「宿泊料、旅費及び日当」を「旅費、宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

農業委員会

甲府市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づく甲府市農業委員会3月定例総会を、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により、令和8年3月26日午後2時00分に甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について審議することを公告する。

令和8年3月19日

甲府市農業委員会会長 柿 嶋 敦

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地中間管理機構への要請について
- 3 令和8年度活動基本目標について
- 4 令和8年度年間事業計画について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第1号

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程及び甲府市上下水道局事案決定規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程及び甲府市上下水道局事案決定規程の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程(平成17年3月管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表業務部、業務総室、経営企画課の係欄中「企画広報係」を「企画係」に改め、同表営業課の係欄中「広報係」を加える。

別表(第3条関係)業務部、業務総室、経営企画課の項第6号及び第8号を削り、第7号を第6号に改め、第9号から第12号までを2号ずつ繰り上げる。

同表業務部、営業管理室、営業課の項第17号の次に次の2号を加える。

18 上下水道モニターに関する事。

19 広報に関する事。

(甲府市上下水道局事案決定規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道局事案決定規程(昭和48年8月管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2(第4条関係)業務部、業務総室、経営企画課の表第1項の第6号と第8

号を削り、第7号を第6号に繰り上げる。

別表第2（第4条関係）業務部、営業管理室、営業課の表第1項第18号の次に次の2号を加える。

業務部

営業管理室

営業課					
項目	決定区分			備考	
	部長	室長	課長		
1 営業に関する事項					
(1)～(18)略					
(19) 上下水道モニターに関する こと。		○			
(20) 広報に関する こと。		○			
2 略					

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第2号

甲府市上下水道企業職員給与規程及び企業職員の通勤手当支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

甲府市上下水道企業職員給与規程及び企業職員の通勤手当支給に関する規程の一部を改正する規程

(甲府市上下水道企業職員給与規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道企業職員給与規程(昭和33年管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者」を「年額130万円以上(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上)の恒常的な所得があると見込まれる者」に改める。

(企業職員の通勤手当支給に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の通勤手当支給に関する規程(昭和33年10月管理規程12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「通勤届(別記様式)により、その通勤の実状を速やかに上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に届出なければならない。」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める様式により、その通勤の実状を速やかに管理者に届出なければならない。」に改め、同項第2号中「住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合」を「住居、通勤経路、通勤方法若しくは第5条第2項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を変更し、駐車場等の利用を開

始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合」に改める。

第4条第1項中「通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示」の次に「又は第8条の5に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第4条の2第1項中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3」に改める。

第5条第1項第1号中「（以下この号において）」を「第3項において」に改め、同項2号中「職員のうち4輪の自動車を使用する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額」を「職員支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規程で定める額」に、「第8条の2」を「第8条の3」に改め、アからケまでを削り、同項第3号を削り、同項第4号中「第8条の3」を「第8条の4」に改め、同項第4号を第3号に繰り上げる。

同条第2項中「第2項第2号及び第3号」を「第1項第2号及び前項第1号」に「前項の規定」を「前2項の規定」に改め、同条第3項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同条第2項と第3項を1項ずつ繰り下げる。

同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規程で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第4項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規程で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規程で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第8条第1項中「次項及び第8条の3第2号」を「第8条の4第2号」に、同

項第1号中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第8条の3第1項中「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第3号」に「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第3号」に改め、同項第1号中「第5条第1項第1号及び第2号」を「第5条第1項第1号」に、「及び第2号又は第3号」を「及び同条第2号」に改め、同項第2号中「第5条第1項第2号又は第3号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）同条第1号に定める額」を「第5条第1項第2号に定める額以上（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第2項第1号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）同条第1項第2号に定める額」に改め、第8条の2と第8条の3を1条ずつ繰り下げる。

第8条の次に次の1条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第8条の2 条例第5条第2項第2号の規定で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円
- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円

- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円
- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円
- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 66,400円

第8条の4の次に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第8条の5 第5条第2項の規定で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務場所の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして管理者が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が4輪の自動車を駐車するために使用する施設であること。
- (3) 駐車場等を利用することとなる場所の周辺において、他に無料で、かつ、利用可能なものがないこと。
- (4) 月又は年を単位として、駐車料金が定められている施設であること。
- (5) その利用について職員の配偶者若しくは甲府市上下水道企業職員給与規程第10条第1項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして管理者が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、4輪の自動車の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると管理者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、管理者が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第8条の6 第5条第2項の規定で定める職員は、第8条の4第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第8条の7 第5条第2項第1号の規定で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつ

ては、5,000円)とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)

が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 管理者が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第9条の2第4項中「運賃等相当額等(第7条の3第3号)」を「運賃等相当額等(第8条の4第3号)」に「第5条第1項第2号又は第3号に定める額(第8条の3第3号)」を「第5条第1項第2号に定める額(第8条の4第2号)」に改める。

第13条第1項第2号中「通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額」を「通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金」に改める。

第13条の2第1項中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

附 則

第1条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

第2条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(通勤手当に関する経過措置)

2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、この規程による改正後の企業職員の通勤手当支給に関する規程(以下この項及び次項において「改正後の規程」という。)

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条第1項第2号又は第3号に該当する職員(通勤のため4輪の自動車を使用することを常例とする職員に限る。)また改正後の規定第5条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第2

号の規定に基づき支給される通勤手当の額（以下この項において「新支給額」という。）が、この規程による改正前の企業職員の通勤手当支給に関する規程第5条第1項第2号又は第4号の規定を適用した場合に支給されることとなる通勤手当の額（以下この項において「旧支給額」という。）に達しないものの通勤手当の額は、改正後の規程第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、改正後の規程第5条第1項及び第2項に定める額に、旧支給額と新支給額との差額の2分の1に相当する額を加算した額とする。

3 前項の規定が適用される職員に対する改正後の規程第5条第3項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは「定める額並びに企業職員の通勤手当支給に関する規程（令和8年3月）附則第2項に規定する2分の1に相当する額」と、「前2項」とあるのは「前2項及び同規程附則第2項」とする。

4 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市上下水道局管理規程第3号

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功刀 辰也

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部を改正する規程
甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程（昭和28年11月管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第28号様式（その3）を次のように改める。

第28号様式（その3）

第28号様式(その3)

出張命令書兼旅費概算払 請求 書(甲)										No. 一	
年度	款	項	目	節	担 当	分 類 番 号		公・非			
金 額											
用 務					用 務 地		年 月 日				
					出張期間	出発	年 月 日				
甲府市上下水道事業管理者 殿 上記の金額を下記のとおり請求・精算(請求・戻入)します。 年 月 日											
内 訳											
鉄道賃	特急料金	車賃1キロメートル	航空船賃その他	宿泊手当	宿泊費	包括宿泊費	合計				
km		km	日	泊	泊	泊					
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(人分)円				
番号	所属	補職名	氏 名	金 額	支払額	戻入・請求額	請求精算	印	受領印		
支出命令決定欄			出張命令主管部課決定欄						決定区分		
注意事項			出張職員所属部課決定欄								

甲府市災害対策本部

甲府市災害対策本部活動規程第1号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

甲府市災害対策本部長

甲府市長 樋口 雄一

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程（昭和39年8月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総務部、人事管理室、「人材マネジメント班（人材マネジメント課長）」の「2 部内各班への応援に関する事」を「2 受援（他自治体等との人的応援の調整）に関する事」に改める。

別表第1 企画部、企画総室の項中「総合計画班（総合計画課長）」を削り、同表企画部、財政経営室の項中「財産活用班（財産活用課長）」を削る。

別表第1 保健衛生部の項を次のように改める。

保健衛生部 (保健衛生部長)	保健衛生総室 (保健衛生総室長)	総務班 (総務課長)	1 市保健医療救護対策本部の設置・運営及び庶務、対策本部会議の招集・開催に関する事。 2 県、市災害対策本部及び他の地区保健医療救護対策本部、関係機関との連携に関する事。 3 市三師会等関係団体との調整に関する事。 4 DMAT、DPAT、DHEAT、災害医療コーディネーターの受入れの県との協議に関する事。 5 市保健医療救護対策本部職員及び医療スタッフ等の職員管理、庁舎管理、通信管理に関する事。
-------------------	---------------------	---------------	--

		<p>6 災害医療情報等の広報、周知に関すること。</p> <p>7 その他、災害関係機関等との調整・渉外に関すること。</p> <p>8 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</p> <p>9 部内の庶務に関すること。</p> <p>10 各部との連絡に関すること。</p> <p>11 受援（部内）に関すること。</p>
	健康政策班 （健康政策課長）	<p>1 感染症防疫対策の指揮・指示・実施に関すること。</p> <p>2 感染症、食中毒等防止対策の指導、実施に関すること。</p> <p>3 医療救護所の運営に関すること。</p> <p>4 医療救護所に派遣された医療救護班の指揮に関すること。</p> <p>5 その他、災害時の対人保健に関すること。</p>
	地域保健班 （地域保健課長）	<p>1 医療依存度の高い難病患者等の安否確認・対応に関すること。</p> <p>2 避難所の保健医療ニーズ調査等に関すること。</p> <p>3 巡回健康相談チームの編成・派遣に関すること。</p> <p>4 母子健康班の応援に関すること。</p> <p>5 その他、災害時の対人保健に関すること。</p>
生活衛生室 （生活衛生室長）	精神保健班 （精神保健課長）	<p>1 災害時の精神保健医療活動に関すること。</p> <p>2 医療救護所の運営に関すること。</p> <p>3 医療救護所に派遣された医療救護班の指揮に関すること。</p> <p>4 その他、災害時の対人保健に関すること。</p>
	母子健康班	<p>1 医務感染症班の指示による医療機関への訪問</p>

	(母子健康課長)	<p>調査に関すること。</p> <p>2 医療救護所の運営に関すること。</p> <p>3 医療救護班の指揮に関すること。</p> <p>4 地域保健班の応援に関すること。</p> <p>5 その他、災害時の対人保健に関すること。</p>
	<p>医務感染症班</p> <p>(医務感染症課長)</p>	<p>1 医療、災害情報などの収集、伝達、記録（ク ロノロジー）に関すること。</p> <p>2 EMIS等を活用した、現地情報・医療機関等の 情報収集・分析に関すること。</p> <p>3 医療スタッフ等の派遣要請に関すること。</p> <p>4 透析等特殊医療の情報収集・対応に関するこ と。</p> <p>5 医療スタッフ、傷病者等の搬送体制の確保・ 調整及び搬送支援に関すること。</p> <p>6 医療救護所の設置に関すること。</p> <p>7 感染症防疫対策の指揮・指示・実施に関する こと。</p> <p>8 その他災害医療関係の確保・調整に関するこ と。</p>
	<p>衛生薬務班</p> <p>(衛生薬務課長)</p>	<p>1 医薬品、医療資機材等の調達・調整・搬送体 制の確保に関すること。</p> <p>2 食中毒等防止対策の指導・実施に関するこ と。</p> <p>3 災害による遺体の処理に関すること。</p> <p>4 特定動物の被害状況及び逸走有無の把握と危 害防止対応に関すること。（動物園を除く）</p> <p>5 その他災害時の対人保健に関すること。</p>

別表第 1 子ども未来部、子ども未来総室、母子保健班の項を次のように改める。

母子保健班 (母子保健 課長)	1 保健衛生部母子保健班の応援に関するこ と。 2 妊産婦の安全確保に関すること。
-----------------------	---

別表第1まちづくり部の項を次のように改める。

まちづく り部 (まちづ くり部 長)	まちづくり総 室 (まちづくり 総室長)	総務班 (総務課 長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示 及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 受援(部内)に関すること。
		住宅班 (住宅課 長)	市営住宅の被害状況調査並びに応急対策に関する こと。
		空き家対策 班 (空き家対 策課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 危険な空家等の所有者への指導等に関するこ と。
	まち開発室 (まち開発室 長)	都市計画班 (都市計画 課長)	1 区画整理区域内の応急対策に関すること。 2 被災宅地危険度判定に関すること。
		拠点開発推 進班 (拠点開発 推進課長)	部内各班への応援に関すること。
		公園緑地班 (公園緑地 課長)	1 公園、動物園等施設の被害状況調査及び応急 対策に関すること。 2 庁用自動車の移動に関すること。
		建築指導班 (建築指導 課長)	1 災害時の建築指導に関すること。 2 被災者に対する建築相談に関すること。 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に

		<p>関する報告に基づき「災害時の報告」をするための調査に関すること。</p> <p>4 住宅金融支援機構の災害住宅貸付に伴う特別な建築確認審査業務に関すること。</p> <p>5 非常災害時における仮設建築物に対する制限の緩和をする区域（建築基準法第85条）を指定する業務に関すること。</p> <p>6 被災建築物応急危険度判定に関すること。</p>
まち整備室 (まち整備室長)	都市基盤整備班 (都市整備課長)	<p>1 都市計画道路、橋梁等の被害状況調査に関すること。</p> <p>2 都市計画道路、橋梁等の応急修理に関すること。</p> <p>3 警戒区域の状況の防災班への伝達に関すること。</p> <p>4 交通規制への協力及び交通安全に関すること。</p>
	道路河川班 (道路河川課長)	<p>1 河川及び道路の被害状況の収集、伝達及び報告に関すること。</p> <p>2 災害時に必要な機械器具、車両及び材料等の調達並びに保管に関すること。</p> <p>3 災害時の堆積土砂の搬出等の整理に関すること。</p> <p>4 障害物の除去に関すること。</p> <p>5 放置車両の移動に関すること。</p> <p>6 道路の応急措置に関すること。</p> <p>7 水門等の災害復旧工事に関すること。</p> <p>8 災害による河川水路等の復旧工事に関すること。</p>
	用地班	部内各班への応援に関すること。

	(用地課 長)	
	建築営繕班 (建築営繕 課長)	1 緊急収容施設の建築に関する事 2 応急仮設住宅の建築等に関する事 3 応急修理資材の調達及び配給に関する事 4 被災した住宅の応急修理に関する事 5 市有財産及び営造物の被害状況調査並びに 応急対策に関する事

別表第2(別紙その2)総務部の項中「情報戦略室」を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部活動規程第1号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

甲府市地震災害警戒本部長

甲府市長 樋口 雄一

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程(昭和54年11月地震災害警戒本部規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「東日本電信電話株式会社山梨支店」を「NTT東日本株式会社山梨支店」に改める。

別表第1 総務部、人事管理室、「人材マネジメント班(人材マネジメント課長)」の「2 部内各班への応援に関する事」を「2 受援(他自治体等との人的応援の調整)に関する事」に改める。

別表第1 企画部、企画総室の項中「総合計画班(総合計画課長)」を削り、道標企画部、財政経営室の項中「財産活用班(財産活用課長)」を削る。

別表第1 保健衛生部の項を次のように改める。

保健衛生部 (保健衛生部長)	保健衛生総室 (保健衛生総室長)	総務班 (総務課長)	1 市保健医療救護対策本部の設置・運営及び庶務、対策本部会議の招集・開催に関する事。 2 県、市災害対策本部及び他の地区保健医療救護対策本部、関係機関との連携に関する事。 3 市三師会等関係団体との調整に関する事。 4 DMAT、DPAT、DHEAT、災害医療コーディネーターの受入れの県との協議に関する事。
-------------------	---------------------	---------------	---

			<p>5 市保健医療教護対策本部職員及び医療スタッフ等の職員管理、庁舎管理、通信管理に関すること。</p> <p>6 災害医療情報等の広報、周知に関すること。</p> <p>7 その他、災害関係機関等との調整・渉外に関すること。</p> <p>8 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</p> <p>9 部内の庶務に関すること。</p> <p>10 各部との連絡に関すること。</p> <p>11 受援（部内）に関すること。</p>
	健康政策班 （健康政策課長）		<p>1 感染症防疫対策の指揮・指示・実施に関すること。</p> <p>2 感染症、食中毒等防止対策の指導、実施に関すること。</p> <p>3 医療救護所の運営に関すること。</p> <p>4 医療救護所に派遣された医療救護班の指揮に関すること。</p> <p>5 その他、災害時の対人保健に関すること。</p>
	地域保健班 （地域保健課長）		<p>1 医療依存度の高い難病患者等の安否確認・対応に関すること。</p> <p>2 避難所の保健医療ニーズ調査等に関すること。</p> <p>3 巡回健康相談チームの編成・派遣に関すること。</p> <p>4 母子健康班の応援に関すること。</p> <p>5 その他、災害時の対人保健に関すること。</p>
	生活衛生室 （生活衛生室長）	精神保健班 （精神保健課長）	<p>1 災害時の精神保健医療活動に関すること。</p> <p>2 医療救護所の運営に関すること。</p> <p>3 医療救護所に派遣された医療救護班の指揮に</p>

		<p>関すること。</p> <p>4 その他、災害時の対人保健に関すること。</p>
母子健康班 (母子健康課長)	<p>1 医務感染症班の指示による医療機関への訪問調査に関すること。</p> <p>2 医療救護所の運営に関すること。</p> <p>3 医療救護班の指揮に関すること。</p> <p>4 地域保健班の応援に関すること。</p> <p>5 その他、災害時の対人保健に関すること。</p>	
医務感染症班 (医務感染症課長)	<p>1 医療、災害情報などの収集、伝達、記録（クログロジー）に関すること。</p> <p>2 EMIS等を活用した、現地情報・医療機関等の情報収集・分析に関すること。</p> <p>3 医療スタッフ等の派遣要請に関すること。</p> <p>4 透析等特殊医療の情報収集・対応に関すること。</p> <p>5 医療スタッフ、傷病者等の搬送体制の確保・調整及び搬送支援に関すること。</p> <p>6 医療救護所の設置に関すること。</p> <p>7 感染症防疫対策の指揮・指示・実施に関すること。</p> <p>8 その他災害医療関係の確保・調整に関すること。</p>	
衛生薬務班 (衛生薬務課長)	<p>1 医薬品、医療資機材等の調達・調整・搬送体制の確保に関すること。</p> <p>2 食中毒等防止対策の指導・実施に関すること。</p> <p>3 災害による遺体の処理に関すること。</p> <p>4 特定動物の被害状況及び逸走有無の把握と危害防止対応に関すること。（動物園を除く）</p>	

			5 その他災害時の対人保健に関すること。
--	--	--	----------------------

別表第 1 子ども未来部、子ども未来総室、母子保健班の項を次のように改める。

母子保健班 (母子保健 課長)	1 保健衛生部母子保健班の応援に関するこ と。
	2 妊産婦の安全確保に関すること。

別表第 1 まちづくり部の項を次のように改める。

まちづく り部 (まちづ くり部 長)	まちづくり総 室 (まちづくり 総室長)	総務班 (総務課 長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示 及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 受援(部内)に関すること。
		住宅班 (住宅課 長)	市営住宅の被害状況調査並びに応急対策に関する こと。
		空き家対策 班 (空き家対 策課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 危険な空家等の所有者への指導等に関するこ と。
	まち開発室 (まち開発室 長)	都市計画班 (都市計画 課長)	1 区画整理区域内の応急対策に関すること。 2 被災宅地危険度判定に関すること。
拠点開発推 進班 (拠点開発 推進課長)		部内各班への応援に関すること。	
公園緑地班 (公園緑地 課長)		1 公園、動物園等施設の被害状況調査及び応急 対策に関すること。 2 庁用自動車の移動に関すること。	

	建築指導班 (建築指導 課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の建築指導に関すること。 2 被災者に対する建築相談に関すること。 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関する報告に基づき「災害時の報告」をするための調査に関すること。 4 住宅金融支援機構の災害住宅貸付に伴う特別な建築確認審査業務に関すること。 5 非常災害時における仮設建築物に対する制限の緩和をする区域（建築基準法第85条）を指定する業務に関すること。 6 被災建築物応急危険度判定に関すること。
まち整備室 (まち整備室 長)	都市基盤整 備班 (都市整備 課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画道路、橋梁等の被害状況調査に関すること。 2 都市計画道路、橋梁等の応急修理に関すること。 3 警戒区域の状況の防災班への伝達に関すること。 4 交通規制への協力及び交通安全に関すること。
	道路河川班 (道路河川 課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川及び道路の被害状況の収集、伝達及び報告に関すること。 2 災害時に必要な機械器具、車両及び材料等の調達並びに保管に関すること。 3 災害時の堆積土砂の搬出等の整理に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 放置車両の移動に関すること。 6 道路の応急措置に関すること。 7 水門等の災害復旧工事に関すること。

		8 災害による河川水路等の復旧工事に関する こと。
	用地班 (用地課 長)	部内各班への応援に関する こと。
	建築営繕班 (建築営繕 課長)	1 緊急収容施設の建築に関する こと。 2 応急仮設住宅の建築等に関する こと。 3 応急修理資材の調達及び配給に 関すること。 4 被災した住宅の応急修理に関 すること。 5 市有財産及び営造物の被害状 況調査並びに応急対策に関す ること。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

任免辞令

(市長事務部局)

市立甲府病院 診療部 科部長 新中 康史

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 令 和 8 年 3 月 3 1 日

総務部	人事管理室職員課	課長補佐	井上 英之
総務部	人事管理室職員課	係長	岩下 美貴子
総務部	人事管理室人材マネジメント課	主任	坂本 優哉
企画部	企画総室総務課	主任	中澤 航
市民部	税務管理室市民税課	課長補佐	小林 陽子
福祉部	福祉総室健康保険課	課長補佐	長田 麻衣子
福祉部	福祉支援室障がい福祉課	主事	菅原 優太
福祉部	福祉支援室長寿介護課	主事	平山 のぞみ
福祉部	福祉支援室長寿介護課	課長補佐	依田 幸二
福祉部	福祉支援室長寿介護課	課長補佐	鶴田 良江
保健衛生部	保健衛生総室健康政策課	課長	深井 和孝
子ども未来部	子ども未来総室子育て支援課	主任	吹田 孝輔
子ども未来部	子ども未来総室子育て支援課	主事	川上 愛由花
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主事	小林 直稀
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主任	井上 由香
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主事	原 柚稀
子ども未来部	子ども未来総室母子保健課	課長	小田切 いのり
子ども未来部	子ども未来総室母子保健課	課長補佐	雨宮 令子
環境部	環境総室ごみ収集課	作業主任	藤巻 裕司
環境部	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合派遣	室長	板山 高久
産業部	商工観光室商工課	主事	神保 摩智子
産業部	農林振興室就農支援課	課長	佐野 研一
産業部	市場経営室	室長	今井 慎一
まちづくり部	まち開発室区画整理課	技師	水谷 伶弥
まちづくり部	まち整備室道路河川課	課長補佐	加藤 裕樹
まちづくり部	まち整備室道路河川課	技師	雨宮 良太
まちづくり部	まち整備室道路河川課	統括主任	古屋 守
まちづくり部	まち整備室建築営繕課	課長補佐	浅井 哲也

まちづくり部	まち整備室建築営繕課	課長補佐	河西	哲也
まちづくり部	まち整備室建築営繕課	係長	渡邊	好仁
	会計室	主任	萱森	ちひろ
市立甲府病院	診療部	医長	阿部	萌子
市立甲府病院	診療部	科長	緒方	亮二
市立甲府病院	診療部	科長	平井	優
市立甲府病院	診療部	医師	本間	滯
市立甲府病院	診療部	医長	横山	俊一郎
市立甲府病院	診療部	主任	白滝	航平
市立甲府病院	診療支援部	技師長	中川	英二
市立甲府病院	診療支援部	技師長補佐	塩島	良彦
市立甲府病院	看護部	技師	丸野	天音
市立甲府病院	看護部	看護師長	保坂	栄子
市立甲府病院	看護部	副看護師長	上杉	淳子
市立甲府病院	看護部	主任	土橋	美由紀
市立甲府病院	看護部	看護師長	丸山	さとみ
市立甲府病院	看護部	看護師長	渡邊	清美
市立甲府病院	看護部	主任	古屋	佳江
市立甲府病院	看護部	主任	木之瀬	由起乃
市立甲府病院	看護部	看護師長	小俣	千恵子
市立甲府病院	看護部	主任	成嶋	由紀子
市立甲府病院	総合相談センター看護支援室	主任	佐々木	薫

(各通)
退職を承認する

以 上 発 令 日 令 和 8 年 3 月 3 1 日

(教育委員会)

教育部		部長	飯田	浩明
教育部	教育総室総務課	主事	浅利	賢子
教育部	教育総室学校教育課	課長補佐	山主	公彦
教育部	生涯学習室生涯学習課	主任	土屋	明美
教育部	生涯学習室生涯学習課	係長	小林	学

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令 和 8 年 3 月 3 1 日

(上下水道局)

工務部 工務総室計画課 課長補佐 井川 順子
(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和8年3月27日

業務部 業務総室給排水課 課長補佐 駒井 公一
工務部 水道管理室水道課 課長補佐 上野 和広
工務部 下水道管理室下水道課 課長補佐 向井 一哲

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和8年3月31日